

～第2次浜松市ユニバーサルデザイン計画～

U・優プランⅡ

基本計画（平成24年度～平成33年度）

第2期推進計画（平成29年度～平成33年度）



はじめに



浜松市は、誰もが安全で快適に暮らすことができるまちづくりを目指して、平成12年度から市の施策にユニバーサルデザイン（UD）の考え方を取り入れてきました。

平成24年3月には、第2次浜松市ユニバーサルデザイン計画・第1期推進計画を策定し、ユニバーサルデザインの「普及・啓発」から「定着・実践」に向け、市民協働を軸として、全庁的に施策を進めてきました。

この度、第1期推進計画（5年間）が期間満了となることから、これまでの取り組みを検証し、また、様々な社会情勢の変化に対応するべく『住んでよし訪れてもよし、そして、地域振興につながる新たな価値を生み出すユニバーサルデザイン都市』を目標に、第2次浜松市ユニバーサルデザイン計画・第2期推進計画を策定しました。

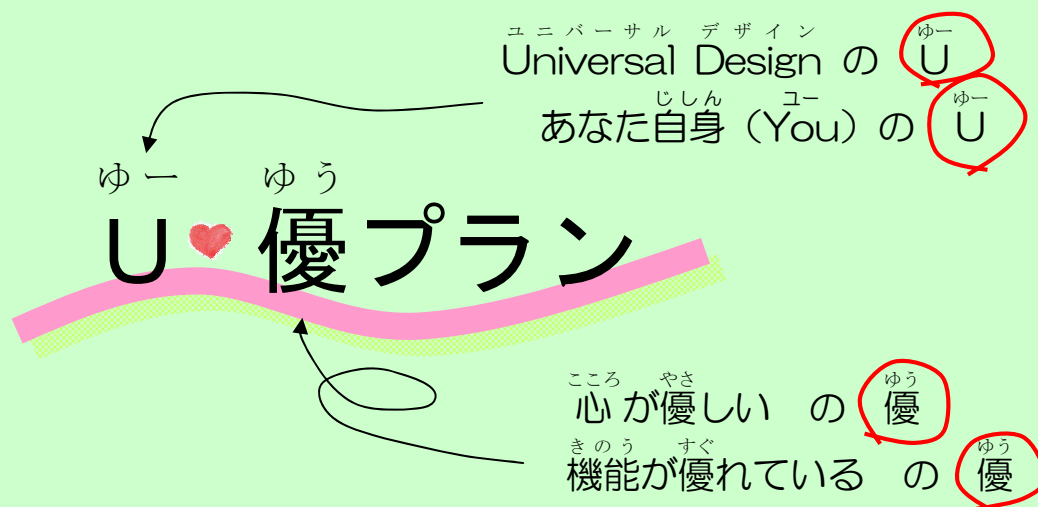
市民はもとより、観光客等の来訪者にも安全・快適に過ごすことのできるユニバーサルデザイン都市の実現に向け、市民・事業者の皆さまには、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました浜松市ユニバーサルデザイン審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民・事業者の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市ユニバーサルデザイン計画の愛称



“U”はユニバーサルデザインの英語の頭文字とあなた自身(You)を表し、“優”はやさしいという意味と機能的に優れているというソフトとハードの両面をあわせもつ言葉であり、「人づくり」と「環境づくり」の両面でユニバーサルデザインを推進することを意味しています。

浜松市ユニバーサルデザインのシンボルマーク



ユニバーサルの“U”とデザインの“D”をモチーフに親しみもてる笑顔のキャラクターとしてデザインされました。「思いやりの心が結ぶ優しいまち」の実現を目指す浜松市民を、優しい笑顔で見守ってほしいという願いが込められています。

ユニバーサルデザインとは？

年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていかこうとする考え方です。

(「浜松市ユニバーサルデザイン条例」より)

目 次

第1章 第2期推進計画の策定にあたって

| | |
|-------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画策定の背景 | 1 |
| 3 計画の対象及び期間 | 2 |
| 4 計画の位置付け | 3 |

第2章 第1期推進計画の評価と今後の課題

| | |
|---------------|---|
| 1 総括 | 4 |
| 2 基本目標別の評価と課題 | 4 |

第3章 基本計画

| | |
|----------------|----|
| 1 基本理念 | 6 |
| 2 基本計画の目標 | 7 |
| 3 今後5年間で目指す姿 | 8 |
| 4 重点施策 | 8 |
| 5 基本目標ごとの方針・施策 | 10 |
| 基本目標Ⅰ | 10 |
| 基本目標Ⅱ | 14 |
| 基本目標Ⅲ | 18 |

第4章 第2期推進計画

| | |
|---------------|----|
| 1 推進体制 | 21 |
| 2 第2期推進計画の期間 | 23 |
| 3 推進事業 | 23 |
| 4 重点事業 | 23 |
| 5 推進事業の進捗管理 | 23 |
| 6 基本目標ごとの推進事業 | 24 |
| 基本目標Ⅰ 推進事業 | 24 |
| 基本目標Ⅱ 推進事業 | 30 |
| 基本目標Ⅲ 推進事業 | 36 |

| | |
|-------|----|
| 計画体系図 | 42 |
|-------|----|

| | |
|-----|----|
| 資料編 | 45 |
|-----|----|

第 1 章 第 2 期推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

浜松市では「思いやりの心が結ぶ優しいまち」を基本理念に、平成 14 年 3 月に浜松市ユニバーサルデザイン計画(U・優プラン)を策定、平成 15 年 4 月に全国の自治体で初となるユニバーサルデザイン条例を施行、平成 24 年 3 月に第 2 次浜松市ユニバーサルデザイン計画(U・優プランⅡ)を策定し、ユニバーサルデザインを全庁体制で推進してきました。

現行計画である U・優プランⅡ の取り組み開始から 5 年目を迎え、第 1 期推進計画が期間満了となることから、これまでの取り組みの検証及び課題の抽出を行い、今後見込まれる社会情勢の変化等に対応するなど、さらなるユニバーサルデザインの推進に向けて、第 2 期推進計画を策定しました。

今回の計画策定では、推進計画のみならず、基本計画・施策の構成等についても見直しを行っています。さらに重点施策を明確にして、5 年間での取り組みや目指す将来像を市民にもわかりやすい計画としました。

2 計画策定の背景

計画策定においては、市民の「ユニバーサルデザイン」という言葉の認知度が約 75% 程度まで向上したことや、庁内においては、ユニバーサルデザインに取り組み始めてから 17 年目を迎え、全庁的にユニバーサルデザインの浸透が図られてきたことを踏まえ、さらに以下の社会情勢の変化等を考慮し検討を行いました。

- (1) 近年、訪日外国人旅行者が急増し、また 2020 年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることで、今後も大幅な増加が見込まれる。
- (2) 障害者差別解消法の施行(平成 28 年 4 月)により、障がい者の社会参加が増えていくことが見込まれる。
- (3) 国が女性の活躍支援や 1 億総活躍社会への取り組みを強化している。

3 計画の対象及び期間

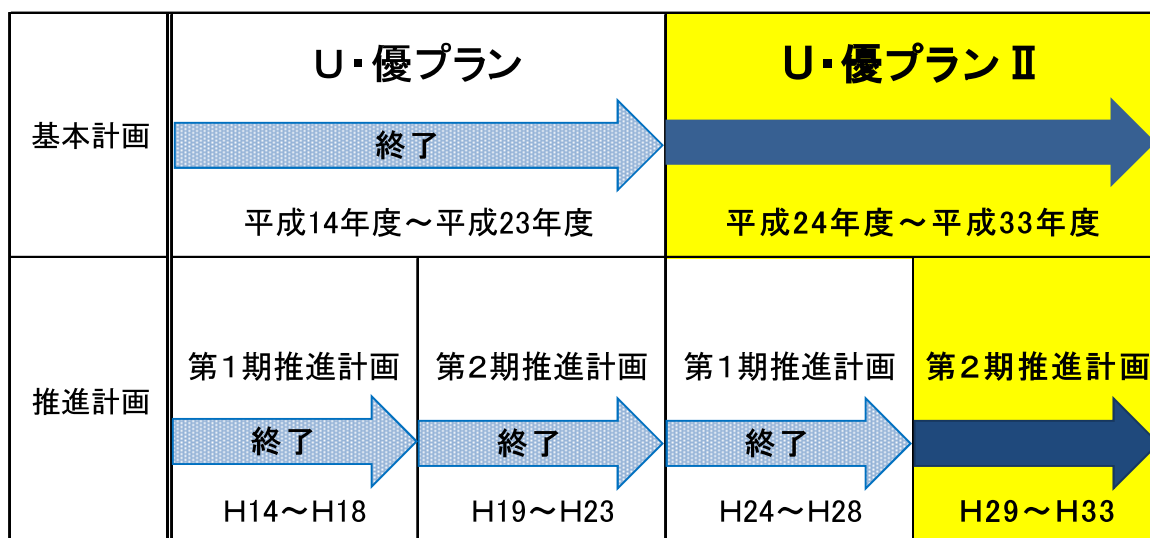
◆計画の対象

すべての市民を対象とします。さらに、浜松市に通勤通学する人やビジネス・観光などで来訪する人、インターネットを利用してホームページにアクセスする人など、浜松市が提供するあらゆるサービスの利用者及び事業者等も対象とします。

◆計画の期間

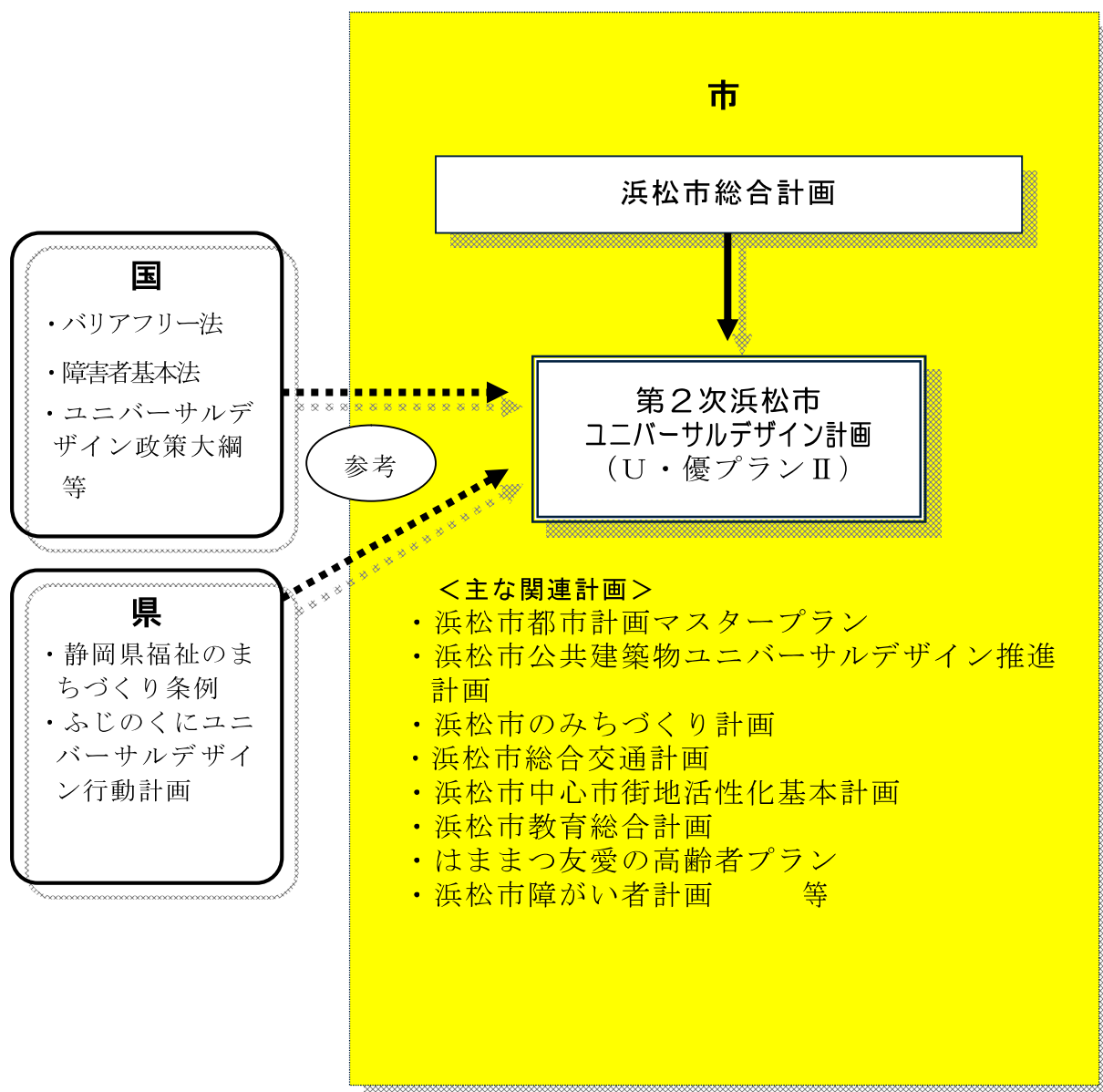
U・優プランは、計画の目指す姿や方向性を定めた「基本計画」と、より具体的な取り組みを記した「推進計画」で構成しています。

計画期間は、基本計画10年、推進計画5年としています。現行計画のU・優プランⅡの基本計画は、平成24年度から平成33年度までとしていますが、第2期推進計画策定に伴い、見直しを行いました。



4 計画の位置付け

本計画は、浜松市総合計画において「地方自治・都市経営」分野の計画の一つとして位置付けられています。本計画では、総合計画を踏まえ、各分野の計画等と相互に関連を持ちながらユニバーサルデザインを推進します。



第2章 第1期推進計画の評価と今後の課題

1 総括

第1期推進計画（平成24年度～28年度）では、課題であったユニバーサルデザインの「普及啓発から定着・実践へ」と「みんなで支え合う安全・安心な暮らし」の推進を図るため、市民協働で取り組んできました。

UD市民意識調査結果では、ユニバーサルデザインの認知度・理解度は5年前に比べて向上（認知度 4.7%増、理解度 2.2%増）したものの、一方で「思いやりの行動をする人が増えてきたと感じる人の割合」は 5.6%減となったことから、今後はユニバーサルデザインの普及啓発を行う人材を育成するなどして、定着・実践に結び付けていくことが課題と考えています。

また、「みんなで支え合う安全・安心な暮らし」に関しては、市民が安心して暮らしていくための環境整備と地域で支え合う仕組みづくりを進め、相互に補完することを目指してきました。建築物などの環境整備の部分では、「利用しやすいと感じる人」の割合が増え（公共施設 1.4%増、民間施設 4.7%増）また、地域で支え合う仕組みづくりに関しても、「誰もが暮らしやすい地域だと感じる人」の割合が 1.3%増となり、概ね評価されていますが、「防災・防犯の面で安全・安心に暮らせる地域と感じる人の割合」は、12.7%減と大幅に減少しています。これは、熊本地震や近年の豪雨による浸水等により、市民の防災に対する意識が高まったことが影響したものと考えられます。

いずれにしても、ユニバーサルデザインによる環境整備や仕組みづくりは、ともに今後も継続することが必要です。

2 基本目標別の評価と課題

基本目標Ⅰ 思い合い、認め合う“こころ”

市民一人ひとりに「心のユニバーサルデザイン（UD）」が広がり、お互いの個性を理解し、認め合い、共生することができる社会づくりのためには、明日の浜松市を担う子供達への教育に力を入れていくことが重要です。第1期推進計画期間では、小中学校への出前講座等のUD学習支援事業実績が約2倍に伸びており、学校教育においてユニバーサルデザイン学習が定着してきたと考えられます。

課題としては、ユニバーサルデザインの普及活動を行う市民の育成が進んでいないことや、UDサポーターの活動促進を含めて、ユニバーサルデザインの定着・実践を促す施策を展開していくことがあげられます。

心のユニバーサルデザイン（UD）とは？

1人ひとりが思いやりの心を持ち、相手の立場になって考え、行動すること。

基本目標Ⅱ みんなで支え合う“しくみ”

互いに支え合い、誰もが暮らしやすい社会づくりのためには、高齢者や障がい者、子育て世代、外国人などサポートが必要な人々を地域で支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要です。今後は、それらに加え、多様な人材が社会参加することで地域の活性化に繋がるよう、きめ細かく支援していくことが求められます。

また、新たな課題としては、平成29年NHK大河ドラマ「おんな城主直虎」の放映や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等に向けて増加が予想される国内外からの観光客などの来訪者が、安心して快適に本市に滞在できる環境を整えることがあげられます。

基本目標Ⅲ 誰もが暮らしやすい“まち”

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、道路や施設、交通などの生活基盤についてユニバーサルデザイン化を進めていくことが重要です。公共施設のユニバーサルデザイン化に関しては、これまでも年次計画に沿って整備が進んでいますが、今後も市域全体でまちづくりのユニバーサルデザイン化を着実に進めていくことが必要です。

防災対策については、東日本大震災後、熊本地震によって、再び市民の災害に対する関心が高まっており、浜松市沿岸域防潮堤の整備を進めるとともに、災害情報伝達手段の整備や、被災後の避難所生活において、女性や障がい者など様々な人への配慮を各避難所で徹底し、有事の際に備えていく体制づくりが必要です。

第3章 基本計画

1 基本理念

思いやりの心が結ぶ優しいまち



「ユニバーサルデザイン」は、すべての人が暮らしやすい「自立社会」づくりに向けて、現在あるものだけでなく、これから創りだすあらゆるものやサービスを「すべての人が利用できるように配慮する心を持ち、暮らしの中で実践していくこと」です。

すべての人とは、年齢、性別、能力、国籍等に関係なく、すべての市民を対象とします。さらに浜松市に住んでいる人だけでなく、通勤通学する人やビジネス・観光などで来訪する人、インターネットを利用してホームページにアクセスする人など、浜松市が提供するあらゆるサービスの利用者及び事業者等を対象とします。

誰もが自由に社会参加し、安心して快適に暮らすことができ、浜松市を訪れる人も楽しく過ごすことができるまち、お互いの立場を理解し、尊重し合い、誰もが対等に接し合えるまちとなるように、「人づくり」や「環境づくり」を進め、『思いやりの心が結ぶ優しいまち』の実現を目指します。

本計画は、市だけが主導して行う計画ではなく、市民、事業者、市がこの理念を共有することにより、それぞれの立場で主体的に行動し、実践していく計画です。

「ユニバーサルデザイン」が当たり前のものであり、市民一人ひとりに広がって、その力が地域の力となるように、人と人との絆を深め、ひとを思い、助け合い、共に生きる社会を築いていきます。

2 基本計画の目標

誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを行っていくためには、市民が中心となり市民の視点から、ユニバーサルデザインを実践していくことが必要です。

そこで本計画では、暮らしの基礎となる市民一人ひとりの「こころ（ハート）」を中心に捉え、人と事業者や市、そして浜松を訪れる人々などを繋ぐ「しくみ（ソフト）」、さらに人の暮らしを支えるための交通や道路、住宅や施設、ものなどの「まち（ハード）」を、欠かすことのできない3つの大きな柱として基本目標に掲げ、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくことを目指します。



UD：ユニバーサルデザイン

3 今後5年間で目指す姿

「思いやりの心が結ぶ優しいまち」を基本理念として、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるなかで、近年の訪日外国人旅行者の急激な増加や、



2020年東京オリンピック・パラリンピック開催等の大きな社会情勢の変化を契機と捉え、市民はもとより、ビジネス・観光などで来訪する人にも優しいまちづくりを掲げ、『住んでよし訪れてもよし、そして、地域振興につながる新たな価値を生み出すユニバーサルデザイン都市』を目指します。

4 重点施策

今後5年間で目指す姿を実現するために、以下の3つの施策を重点的に展開していきます。

① 学校教育における心のUDの推進

これまでも学校教育におけるユニバーサルデザイン学習に力を入れて事業展開してきましたが、子供の頃から「思いやりの心」を育てていくことの重要性は今後も変わりません。ユニバーサルデザインの定着・実践に向けて、またユニバーサルデザインを理解する将来の大人を増やし、誰にでも優しいまちづくりを進めていくために、継続的かつ重点的に進めていきます。

② 誰もが訪れやすく、暮らしやすい環境整備

新たなユニバーサルデザインの視点として、誰もが訪れやすく、暮らしやすい環境整備に取り組みます。今後増加が見込まれる外国人や高齢者、障がい者を含めたより多くの来訪者が、安全・安心、そして快適に過ごしていただけるよう、地元事業者等と連携・協力しながらユニバーサルツーリズムに対応した受入環境づくりを進めていきます。こうした取り組みにより、来訪者だけでなく、住んでいる市民にとっても、暮らしやすいまちづくりに繋がっていくと考えます。

ユニバーサルツーリズムとは？

外国人や高齢者、障がい者など、より多くの人を楽しめるよう創られた旅行で、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のこと。

③ 情報のUD化とUD情報発信

暮らしの中で必要な情報を入手することは、とても大切なことです。昨今ではインターネットやスマートフォン等の普及により、誰でもいつでも情報を簡単に入手できるような環境が整ってきました。


市民をはじめとして、来訪者等を含めたすべての人に正確かつ分かりやすく情報を伝えるために、情報のユニバーサルデザイン化をさらに進めます。

また、地域の様々なユニバーサルデザイン情報等を収集してホームページやSNS等で広く発信し、市民生活や観光、施設利用等の利便性向上を図ります。

5 基本目標ごとの方針・施策

基本目標Ⅰ「思い合い、認め合う“こころ”」

基本目標Ⅰ体系図

| 基本目標 | 基本方針 | 基本施策 | |
|--|-------------------------|------------------|-------------------|
| Ⅰ 思い合い、 認め合う “こころ”  | (1) お互いの個性を理解し 共生する心 | 重点 施策 | ①学校教育における心のUDの推進 |
| | | | ②地域・家庭における心のUDの推進 |
| | (2) みんなで広めるUDの心 | | ①市民協働によるUDの推進 |
| | | | ②UDを推進する人材の育成 |

(1) 基本目標Ⅰについて

「思い合い、認め合う“こころ”」では、暮らしの基礎となる市民一人ひとりにユニバーサルデザインの心が広がることにより、お互いの個性を理解し、認め合い、共生することができる社会づくりを目指します。

また、学校教育をはじめ、ユニバーサルデザインを推進する人材の育成などに取り組み、市民協働によりユニバーサルデザインを進めます。

<重点施策> ・ 学校教育における心のUDの推進

◆基本目標Ⅰの指標（UD市民意識調査）

| 指標 | 策定時 | 第1期末 | 目標 |
|-------------------------------------|-------|-------|-------|
| | H23年度 | H28年度 | H33年度 |
| UDという言葉の理解度（詳しく知っている、知っている、と回答した割合） | 39.3% | 41.5% | 47.0% |
| 思いやりのある行動をしている人の割合 | — | 76.5% | 82.0% |
| 思いやりのある行動をする人が増えていると感じる人の割合 | 45.5% | 39.9% | 46.0% |
| 日常生活の中に「UD」の考えが広まっていると感じる人の割合 | 44.1% | 41.9% | 47.0% |

(2) 基本方針と基本施策について

基本方針(1) お互いの個性を理解し共生する心

高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、子供、性的マイノリティー(少数者)等、様々な人々の特性や生活習慣に対する理解を深め、お互いの違いを認めることにより、支え合い助け合っていく社会となるよう思いやりの心を育てます。

また、学校や地域・家庭において、ユニバーサルデザインの理念を普及し、理解を深めるための啓発活動を進めます。

基本施策① 学校教育における心のUDの推進

重点施策

子供の時からユニバーサルデザインを理解することが、大人になってユニバーサルデザインを実践できる人材育成につながります。

このため、人と人との交流活動の原点である学校教育の中で、ユニバーサルデザインの学習支援や多様性理解のためのふれあい活動等を実施することで、ユニバーサルデザインの理解と大切さを広めます。

基本施策② 地域・家庭における心のUDの推進

ユニバーサルデザイン週間やユニバーサルデザイン製品展等の開催により、ユニバーサルデザインを理解し体験する機会を設けることで、ユニバーサルデザインへの関心を高めます。

また、幅広い世代を対象として、ユニバーサルデザインをより身近に感じてもらえるよう、地域の特色を生かした展示や啓発方法等を工夫し、地域や家庭に心のユニバーサルデザインの定着を進めます。

基本方針（２） みんなで広めるUDの心

ユニバーサルデザインをより一層広めるためには、ユニバーサルデザインを理解し共に進める市民や事業者、市民団体等の協力が必要です。

市民、事業者、市民団体等が、それぞれの視点から積極的にできることを考え、お互いに協力しながら実践していくことで、市民協働によるユニバーサルデザインを進めます。

基本施策① 市民協働によるUDの推進

ユニバーサルデザインを推進する市民や事業者、市民団体等の活動を促進するため、市民協働による事業を実施します。

また、UDサポーターの活動の場を広げるとともに、市民の意見や考えを集約するために、ユニバーサルデザインについて市民と意見交換を行う場を作り、市民協働によるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。


基本施策② UDを推進する人材の育成

小中学生のユニバーサルデザイン学習における市民講師の育成や、ユニバーサルデザインを広める活動へ参加・協力する市民や団体を増やすための関連知識を深めるセミナー等を開催し、ユニバーサルデザインを推進・実践する人材の育成に取り組みます。



基本目標Ⅱ 「みんなで支え合う “しくみ”」

基本目標Ⅱ体系図

| 基本目標 | 基本方針 | 基本施策 | |
|--|--------------------|--------------------|-----------------------|
| Ⅱ みんなで支え合う “しくみ”  | (1) 地域で支え合う社会の仕組み | ① 高齢者・障がい者の社会参加の推進 | |
| | | ② 女性が活躍しやすい環境の整備 | |
| | | ③ 多文化共生社会の推進 | |
| | (2) 地域産業と進めるUDの仕組み | 重点施策 | ① 誰もが訪れやすく、暮らしやすい環境整備 |
| (3) 誰もが情報を共有できる仕組み | 重点施策 | ① 情報のUD化とUD情報発信 | |

(1) 基本目標Ⅱについて

「みんなで支え合う “しくみ”」では、人と人が互いに支え合って絆を深め、誰もが住み慣れた地域で生きがいを感じて生活できるよう、また、多様な人材を活かすことで地域が活性化するような仕組みづくりを進めます。

さらに、地域の事業者等と連携し、誰もが訪れやすく暮らしやすい環境整備を推進するとともに、生活に必要な情報を誰でもいつでも入手できるよう情報のユニバーサルデザイン化を進め、誰もが心豊かに暮らしていける社会づくりを目指します。

<重点施策>

- ・ 誰もが訪れやすく、暮らしやすい環境整備
- ・ 情報のUD化とUD情報発信

◆基本目標Ⅱの指標（UD市民意識調査）

| 指標 | 策定時 | 第1期末 | 目標 |
|---|-------|-------|-------|
| | H23年度 | H28年度 | H33年度 |
| 自分の住む地域は誰もが暮らしやすい地域だと感じる人の割合 | 39.8% | 41.1% | 46.0% |
| 高齢者、障がい者などを支援する活動等に参加したことがある人の割合 | 27.4% | 25.9% | 31.0% |
| UDを取り入れている事業者の割合 | — | 23.5% | 29.0% |
| UDという言葉の認知度（詳しく知っている、知っている、言葉だけは聞いたことがある、と回答した割合） | 70.0% | 74.7% | 80.0% |

(2) 基本方針と基本施策について

基本方針 (1) 地域で支え合う社会の仕組み

高齢化や核家族化の進行による高齢者の単身世帯の増加、障がい者の社会参加、人口減少による労働力不足や地域における多様な人材確保の必要性、また国際化の進展など、社会環境は急速に変化しています。こうした中で、地域で互いに支え合い、誰もが社会参加できるような仕組みづくりを進めます。

基本施策① 高齢者・障がい者の社会参加の推進

すべての市民が社会的に自立し、生きがいのある生活を送ることは、ユニバーサル社会の実現には必要不可欠な要件です。

今後も増える高齢者や障がい者へのサポート体制の充実を図り、また、就労促進や生きがいづくり等の社会参加を推進することで、地域全体で安心して生活できるように支援します。

基本施策② 女性が活躍しやすい環境の整備

人口減少社会に突入し、女性の力を多方面で活かすことが、社会全体の活性化につながります。このため、ワーク・ライフ・バランスに配慮された多様な働き方ができる環境づくりを支援するとともに、職場や地域など様々な場面で活躍できる女性の育成を進めます。

基本施策③ 多文化共生社会の推進

外国人市民も地域の一員であり、互いの文化や価値観を尊重し合い、相互理解を深めていく必要があります。

日本語講座や学習機会の提供、生活相談業務等により外国人市民に対するサポート体制の充実を図り、共生社会を推進します。

基本方針（２）地域産業と進めるUDの仕組み

ユニバーサルデザインは、多くの事業者のサービス提供や製品開発において、より良いものとするための基本的な考え方として当たり前のように取り入れられています。

事業者や学術機関、市民、市等が協働し、地域産業を活かして、誰もが訪れやすく、暮らしやすい環境整備の仕組みづくりを推進します。

基本施策① 誰もが訪れやすく、暮らしやすい環境整備

重点施策

地域産業の一つである観光産業等の関係事業者と連携し、誰もが訪れやすい受入環境整備を進めることで、交流人口の拡大による地域振興につなげるとともに、来訪者のみならず市民にとっても暮らしやすい環境づくりを目指します。

また、「誰もが使える・誰もが便利」に加えて「楽しい・魅力的」といった新しい価値と魅力が高まるユニバーサルデザインを関係事業者と連携して推進します。



基本方針（３）誰もが情報を共有できる仕組み

すべての市民が、同じ情報を共有する環境を整備することは、市民の自立や社会参加の促進にとって重要です。

そのため、情報のユニバーサルデザイン化を推進し、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。

また、ユニバーサルデザインに関する情報発信の充実を図り、ユニバーサルデザインの定着化を推進します。

基本施策① 情報のUD化とUD情報発信

重点施策


誰でも必要な情報を簡単に入手でき、わかりやすく正確に伝えるため、情報のユニバーサルデザイン化を推進します。

また、地域の様々なユニバーサルデザイン情報等を収集し、ホームページやSNS等の様々な媒体で広く発信することで、情報の共有化を進め、市民生活や観光、施設利用等における利便性の向上を図ります。



基本目標Ⅲ 「誰もが暮らしやすい“まち”」

基本目標Ⅲ体系図

| 基本目標 | 基本方針 | 基本施策 |
|---|---------------------|----------------|
| Ⅲ 誰もが暮らしやすい“まち”  | (1) 公共施設等が利用しやすいまち | ①誰もが利用しやすい施設 |
| | | ②快適で安全な公共交通 |
| | | ③みんなにやさしい道づくり |
| | (2) 誰もが安全・安心に暮らせるまち | ①安全・安心な防災体制の充実 |

(1) 基本目標Ⅲについて

「誰もが暮らしやすい“まち”」では、施設や公共交通機関、道路等の市民生活の基盤について、ユニバーサルデザインの視点から整備し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを推進します。

また、それぞれの地域の状況に応じた、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

◆基本目標Ⅲの指標（UD市民意識調査）

| 指標 | 策定時 | 第1期末 | 目標 |
|---|-----------------|-------|-------|
| | H23年度 | H28年度 | H33年度 |
| 商業施設などの民間施設について、利用しやすいと感じる人の割合 | 48.8% | 53.5% | 59.0% |
| 歩行者優先の道が整備されている地域と感じる人の割合 | 30.4% | 29.9% | 35.0% |
| 防災・防犯の面でみんなが安全・安心に暮らせる地域と感じる人の割合 | 58.7% | 46.0% | 60.0% |
| 自分の生命と財産は自分で守らなくてはならないと思う人の割合 (市民アンケート調査報告書より) | ※H26年度 76.4% | 78.6% | 79.5% |

(2) 基本方針と基本施策について

基本方針（1）公共施設等が利用しやすいまち

健康な成人にとって使いやすいからといって、高齢者や障がい者、子供等にとっても同じように使いやすい施設とは限りません。

公共施設や公共交通、道路施設などのハード整備において、様々な人が利用することをあらかじめ想定し、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

基本施策① 誰もが利用しやすい施設

多くの人々が利用する施設や公園、スポーツ施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

誰もが安全で快適に利用していただけるよう、公共施設の建設、改修にあたっては、利用者の声を反映して整備を進めます。

基本施策② 快適で安全な公共交通

多くの人々が利用する鉄道駅やバス停等のユニバーサルデザイン化を促進します。

民間交通事業者が実施するユニバーサルデザイン化整備に要する経費の一部を支援し、利用者の快適性や安全性の向上を図り、誰にでも利用しやすい公共交通を目指します。

基本施策③ みんなにやさしい道づくり

歩道や自転車道の安全性や快適性を求める多様な市民ニーズに対応するためには、歩行者や自転車に優しい道路空間が必要です。

連続性のある安全で快適な歩道や自転車道の整備により、魅力ある歩行空間、歩行者優先の道路整備を推進します。

基本方針（２）誰もが安全・安心に暮らせるまち

誰もが安全で安心して暮らせるまちとするために、災害対策において、地域が一体となって協力できる仕組みづくりを進めます。

東日本大震災、熊本地震を教訓に、大規模地震の発生が危惧されている本地域において、津波や土砂災害等を想定した体制づくりや情報伝達、避難所生活等のユニバーサルデザイン化を進めます。

基本施策① 安全・安心な防災体制の充実

これまでの災害時避難行動要支援者を含めたすべての市民が安全・安心に暮らすことができる施策を継続して進めるとともに、災害情報伝達手段の整備、土砂災害警戒区域の避難体制の整備など、ユニバーサルデザインの視点を踏まえて、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを推進します。



第4章 第2期推進計画

1 推進体制

ユニバーサルデザインの推進にあたっては、基本理念である『思いやりの心が結ぶ優しいまち』のもとに、市民、事業者、市等がそれぞれの役割を明確にし、相互に連携しながら協働して事業を進めていきます。

浜松市ユニバーサルデザイン条例では、市民、事業者、市の役割を下記のとおり定めています。

浜松市ユニバーサルデザイン条例（抜粋）

（市民の役割）

第4条 市民は、自らがまちづくりの主体であるという認識のもとに、ユニバーサルデザインへの理解を深め、共に支え合いながら自己の能力を発揮し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、施設を利用するときは、利用者が互いに安心、安全で快適に利用できるよう、一人ひとりが思いやりの心を持ち、行動するよう努めるものとする。

3 市民は、事業者及び市と連携し、市が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、地域社会を支える一員として、ユニバーサルデザインへの理解を深め、主体的かつ積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、年齢、性別、身体能力、国籍等に関係なく、市民が働くことのできる職場環境の確保及びその雇用の推進に努めるものとする。

3 事業者は、市民及び市と連携し、市が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

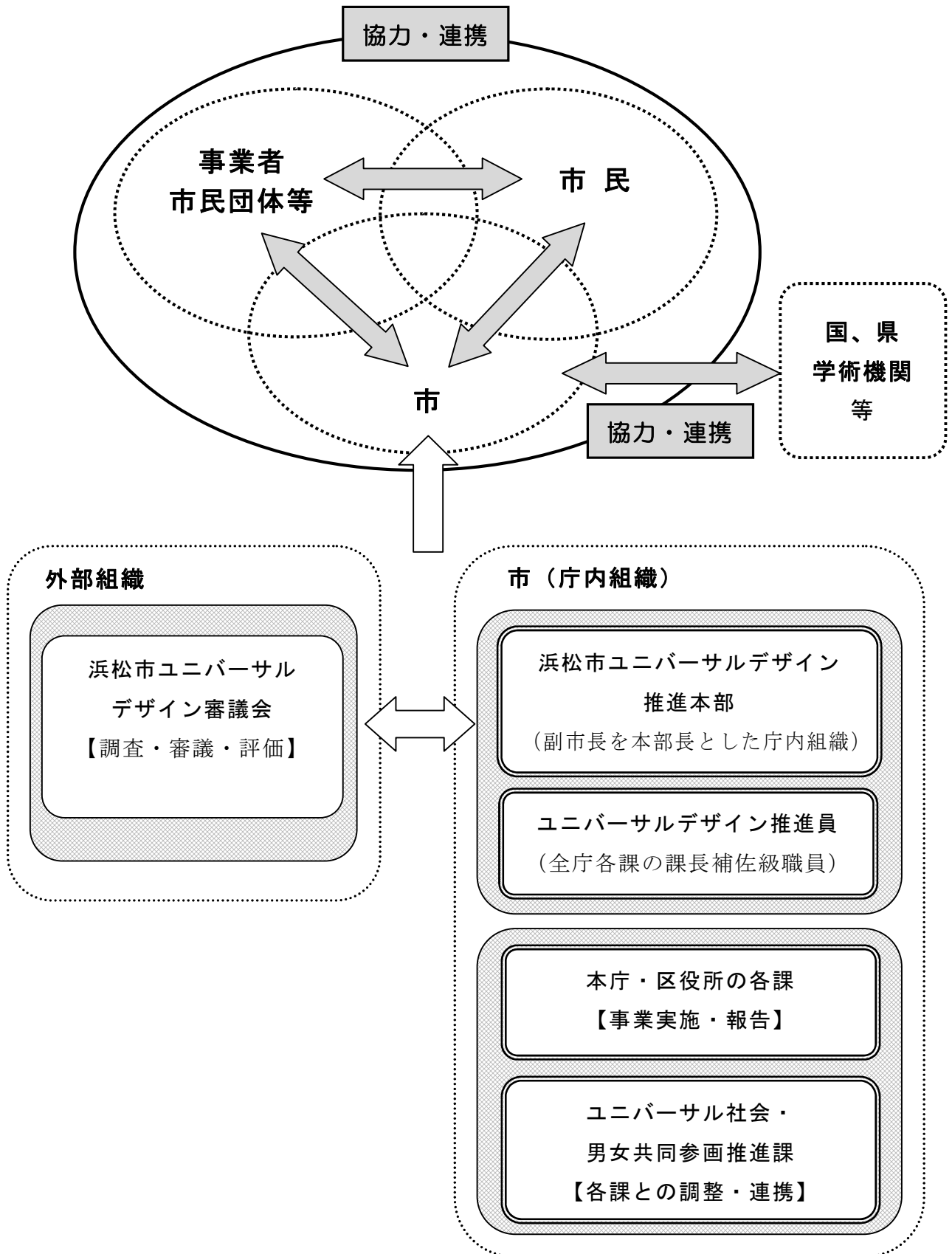
（市の役割）

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを、市民及び事業者との協働により推進するものとする。

3 市は、施策の推進に当たって必要な予算上の措置を講ずるよう努めるものとする。

ユニバーサルデザインの推進体制



2 第2期推進計画の期間

平成29年度から平成33年度までとします。

3 推進事業

本計画における推進事業は、基本計画に基づき、市が主体となって、市民・事業者等と協力・連携しながら実施する事業です。

4 重点事業

基本計画の基本施策において、今後重点的に取り組む施策を「重点施策」として選定しています（P8～9参照）。推進計画では、その重点施策に該当する推進事業を「重点事業」として取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ＜重点施策＞ 学校教育における心のUDの推進

【重点事業】

- ・UD学習支援事業

基本目標Ⅱ＜重点施策＞ 誰もが訪れやすく、暮らしやすい環境整備

【重点事業】

- ・ユニバーサルツーリズム受入環境整備
- ・UDプラス in はままつ等の官民連携事業

＜重点施策＞ 情報のUD化とUD情報発信

【重点事業】

- ・地域のUD情報等発信

5 推進事業の進捗管理

浜松市ユニバーサルデザイン審議会等において計画の進捗状況を評価し、事業の点検・見直しを図り、計画の推進に取り組めます。

特に、計画、実行、調査・評価、見直し（PDCAサイクル）の中で、市民・事業者等と協力・連携しながら事業の実効性を高めます。

6 基本目標ごとの推進事業

基本目標Ⅰ 推進事業

| 基本計画 | | 推進計画 | |
|--|--------------|-------------------|------|
| 基本目標 | 基本方針 基本施策 | 事業No. | 推進事業 |
| | | | |
| | | | |
| Ⅰ 思い合い、認め合う“こころ”  | | | 重点事業 |
| (1) お互いの個性を理解し共生する心 | | | |
| 重点施策 ① 学校教育における心のUDの推進 | 1 | UD学習支援事業 | ★ |
| | 2 | 教職員UD研修 | |
| | 3 | 福祉体験講座 | |
| | 4 | 多様性理解のための教育 | |
| | 5 | 共生・共育推進事業 | |
| ② 地域・家庭における心のUDの推進 | 6 | はままつUD週間 | |
| | 7 | 地域のUDふれあい事業 | 新 |
| | 8 | 保護者へのUD啓発 | |
| | 9 | 世代間交流事業 | |
| | 10 | 職員へのUD研修 | |
| (2) みんなで広めるUDの心 | | | |
| ① 市民協働によるUDの推進 | 11 | みんなで広める！UD提案事業 | 新 |
| | 12 | UDサポーター事業 | |
| | 13 | UD市民会議(UDプチ・サミット) | 新 |
| ② UDを推進する人材の育成 | 14 | UD学習支援ボランティア派遣事業 | 新 |
| | 15 | UD実践セミナー | 新 |

UD: ユニバーサルデザイン

表の見方

| | | | | | | |
|--------------|---|-------------------|--------------|----------|----------|----------|
| 推進事業No. | 新たに掲載した事業 | 重点的に実施する事業 | 主な担当課 | | | |
| 事業No. 事業名 | 29 新 | ユニバーサルツーリズム受入環境整備 | ユニ・男女課・観光CP課 | | | |
| 重点事業 | | | | | | |
| 事業内容 | 地域のユニバーサルデザイン情報の収集発信を一元化する体制づくりや事業者等とのネットワーク強化を図り、ユニバーサルツーリズムに対応した受入体制整備を促進します。 | | | | | |
| 実施計画 | ユニバーサルツーリズム受入環境整備 | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 調査検討 | 調査検討 | 情報発信拠点整備 | 継続的な情報発信 | 継続的な情報発信 | 継続的な情報発信 |
| 5年間の実施計画 | | | | | | |

基本目標Ⅰ 推進事業

| | | |
|------|---------------------|-------------|
| 基本目標 | Ⅰ 思い合い、認め合う“こころ” | |
| 基本方針 | (1) お互いの個性を理解し共生する心 | |
| 基本施策 | ① 学校教育における心のUDの推進 | 重点施策 |

| | | | | | | |
|--------------|--|----------|-----------------------|-------|-------|--------|
| 事業No. 事業名 | 1 | UD学習支援事業 | 重点事業 ユニ・男女課 | | | |
| 事業内容 | 市内の小中学生を対象として、ユニバーサルデザイン学習資料の配布をはじめ、出前講座等の学習支援を市民協働で実施し、心のユニバーサルデザイン（思いやりの心）を広めます。 | | | | | |
| 実施計画 | UD学習支援事業受講者数(人) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 8,770 | 9,000 | 9,250 | 9,500 | 9,750 | 10,000 |

※ユニ・男女課 … 「ユニバーサル社会・男女共同参画推進課」の略称

| | | | | | | |
|--------------|--|---------|---------------|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 2 | 教職員UD研修 | ユニ・男女課、教育センター | | | |
| 事業内容 | 市立小中学校教員等を対象として、ユニバーサルデザインに関する研修を実施し、教員の知識と関心を深め、ユニバーサルデザイン学習の導入促進を図ります。 | | | | | |
| 実施計画 | 教職員UD研修受講者数(人) | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 123 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

| | | | | | | |
|--------------|--|--------|---------|-------|-------|-------|
| 事業No. 事業名 | 3 | 福祉体験講座 | 障害保健福祉課 | | | |
| 事業内容 | 車いすやアイマスクなどを用いた疑似体験を通じて、身体に障がいのある人への理解を深めます。 | | | | | |
| 実施計画 | 福祉体験講座受講者数(人) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 924 | 1,020 | 1,060 | 1,100 | 1,140 | 1,180 |


| | | | | | | |
|--------------|--|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 4 | 多様性理解のための教育 | 指導課 | | | |
| 事業内容 | 総合的な学習の時間等を通して、障がい者等の様々な人々の特性や生活習慣に対する理解を深め、お互いの違いを認めることで、思いやりの心を育てます。 | | | | | |
| 実施計画 | 福祉学習をした市立小・中学校の割合(%) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

| | | | | | | |
|--------------|---|-----------|------|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 5 | 共生・共育推進事業 | 教職員課 | | | |
| 事業内容 | 障がいをもつ子供が地域の中で共に豊かに生活できる社会を実現するため、健常児と障がいのある子供の交流を中心とする「共生・共育」の研究を行うことで、各学校の発達支援事業の充実を図ります。 | | | | | |
| 実施計画 | 共生・共育推進事業の実施 | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | | | | | | ➡ |

基本目標Ⅰ 推進事業

| | |
|------|---------------------|
| 基本目標 | I 思い合い、認め合う“こころ” |
| 基本方針 | (1) お互いの個性を理解し共生する心 |
| 基本施策 | ② 地域・家庭における心のUDの推進 |

| | | | | | | |
|--------------|---|----------|--------|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 6 | はままつUD週間 | ユニ・男女課 | | | |
| 事業内容 | 11月1日を含む週を「はままつユニバーサルデザイン週間」とし、関連事業を実施して心のユニバーサルデザイン（思いやりの心）を啓発します。 | | | | | |
| 実施計画 | はままつUD週間の実施 | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |



| | | | | | | |
|--------------|--|----------------------|--------------|-------|-------|-------|
| 事業No. 事業名 | 7 | 新 地域のUDふれあい事業 | ユニ・男女課、各区振興課 | | | |
| 事業内容 | 各区役所において、ユニバーサルデザインの啓発事業を実施し、地域でユニバーサルデザインを広めます。 | | | | | |
| 実施計画 | 各区の合計啓発者数(人) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 1,341 | 1,400 | 1,450 | 1,450 | 1,500 | 1,500 |

| | | | | | | |
|--------------|--|-----------|--------|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 8 | 保護者へのUD啓発 | ユニ・男女課 | | | |
| 事業内容 | 児童・生徒とその保護者を対象として、ユニバーサルデザイン体験講座等の事業を行い、親子でユニバーサルデザインについて関心を持ってもらうとともに、子供たちの学習効果を高めます。 | | | | | |
| 実施計画 | 親子を対象にした啓発イベント参加者数(人) | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 117 | 120 | 130 | 140 | 150 | 150 |

| | | | | | | |
|--------------|--|---------|----------|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 9 | 世代間交流事業 | 幼児教育・保育課 | | | |
| 事業内容 | 児童と高齢者がふれあいを通して、思いやりやいたわりの心を育むため、市立保育園に通う児童と高齢者が交流する事業を行います。 | | | | | |
| 実施計画 | 市立保育園における世代間交流事業実施率(%) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

| | | | | | | |
|--------------|---|----------|--------|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 10 | 職員へのUD研修 | ユニ・男女課 | | | |
| 事業内容 | 各部署の事業や施策等にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、また市民サービスの向上を目的として、職員向けの研修を実施します。 | | | | | |
| 実施計画 | 職員対象のUD研修の受講者数(人) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 342 | 350 | 200 | 350 | 200 | 350 |

基本目標Ⅰ 推進事業

| | |
|------|------------------|
| 基本目標 | I 思い合い、認め合う“こころ” |
| 基本方針 | (2) みんなで広めるUDの心 |
| 基本施策 | ① 市民協働によるUDの推進 |

| | | | | | | |
|--------------|--|--------|-----|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 11 新 みんなで広める！UD提案事業 | ユニ・男女課 | | | | |
| 事業内容 | 市民団体や事業者からユニバーサルデザインに関する事業提案を募集して、採択した事業について市が委託し、市民協働による事業を実施します。 | | | | | |
| 実施計画 | UD提案事業の啓発者数合計(人) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 286 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |

※現状(H27)286人は、旧・UD協働委託事業の実績

| | | | | | | |
|--------------|--|-----------|--------|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 12 | UDサポーター事業 | ユニ・男女課 | | | |
| 事業内容 | ユニバーサルデザインを理解し支援するUDサポーターを募集し、市民協働でユニバーサルデザインを広げる活動を実施します。 | | | | | |
| 実施計画 | UDサポーター登録者数(人) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 442 | 480 | 510 | 540 | 570 | 600 |

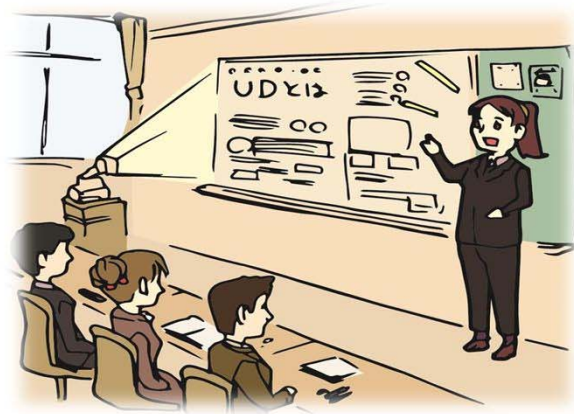
| | | | | | | |
|--------------|--|--------|-----|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 13 新 UD市民会議（UDプチ・サミット） | ユニ・男女課 | | | | |
| 事業内容 | ユニバーサルデザインの施策に市民の意見・提案などを反映させるため、市民や団体等との意見交換・交流を目的としたワークショップを実施します。 | | | | | |
| 実施計画 | 会議参加者数(人) | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | *** | *** | 20 | 20 | 20 | 20 |

基本目標Ⅰ 推進事業

| | |
|------|------------------|
| 基本目標 | I 思い合い、認め合う“こころ” |
| 基本方針 | (2) みんなで広めるUDの心 |
| 基本施策 | ② UDを推進する人材の育成 |

| | | | | | | | |
|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 事業No. 事業名 | 14 新 UD学習支援ボランティア派遣事業 | | | | | | ユニ・男女課 |
| 事業内容 | 小中学生を対象にしたユニバーサルデザイン学習支援を行うボランティア（市民講師）を募集・育成し、市民協働によるユニバーサルデザイン学習を進めます。 | | | | | | |
| 実施計画 | ボランティア登録者数(人) | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
| | *** | 8 | 10 | 12 | 15 | 15 | |

| | | | | | | | |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 事業No. 事業名 | 15 新 UD実践セミナー | | | | | | ユニ・男女課 |
| 事業内容 | UDサポーターや団体関係者を対象に、新たな知識の習得や実践するためのセミナーを開催し、ユニバーサルデザインを実践する人材を育成します。 | | | | | | |
| 実施計画 | セミナー参加者数(人) | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
| | *** | *** | 30 | 30 | 30 | 30 | |



基本目標Ⅱ 推進事業

| 基本計画 | | 推進計画 | |
|--------------------------------------|-----------|------------------------|------------------|
| 基本目標 | 事業 No. | 推進事業 | |
| 基本方針 | | | |
| 基本施策 | | | |
| Ⅱ みんなで支え合う“しくみ” | | ソフト | 重点 事業 |
| (1) 地域で支え合う社会の仕組み | | | |
| ① 高齢者・障がい者の社会参加の推進 | 16 | シルバー人材センター支援 | |
| | 17 | 生きがいづくり教室 | |
| | 18 | 障害者就労支援センター事業 | |
| | 19 | 企業伴走型障害者雇用サポート事業 | |
| | 20 | 特性の違いを超えたスポーツ交流事業 | 新 |
| ② 女性が活躍しやすい環境の整備 | 21 | ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業 | 新 |
| | 22 | 女性活躍支援事業 | 新 |
| | 23 | 地域で活躍する女性育成講座 | 新 |
| | 24 | 女性就労支援事業 | 新 |
| | 25 | 子育て情報センター運営事業 | |
| ③ 多文化共生社会の推進 | 26 | 多文化共生センター事業 | |
| | 27 | 多言語生活情報サイト「カナルハママツ」 | |
| | 28 | 外国人学習支援センター事業 | |
| (2) 地域産業と進めるUDの仕組み | | | |
| 重点施策 ① 誰もが訪れやすく、暮らしやすい環境整備 | 29 | ユニバーサルツーリズム受入環境整備 | 新 ★ |
| | 30 | わかりやすい案内サインの設置 | |
| | 31 | UDプラスinはままつ等の官民連携事業 | 新 ★ |
| | 32 | 浜松市商業者連携促進支援事業 | 新 |
| | 33 | UDビジネスセミナー | 新 |
| (3) 誰もが情報を共有できる仕組み | | | |
| 重点施策 ① 情報のUD化とUD情報発信 | 34 | 広報はままつ等のUD化 | |
| | 35 | わかりやすい印刷物作成の手引き作成 | 新 |
| | 36 | 地域のUD情報等発信 | 新 ★ |
| | 37 | SNS等を活用したUD情報発信 | 新 |

UD:ユニバーサルデザイン

基本目標Ⅱ 推進事業

| | |
|------|--------------------|
| 基本目標 | Ⅱ みんなで支え合う“しくみ” |
| 基本方針 | (1) 地域で支え合う社会の仕組み |
| 基本施策 | ① 高齢者・障がい者の社会参加の推進 |

| | | | | | | |
|--------------|---|--------------|--------|-------|-------|-------|
| 事業No. 事業名 | 16 | シルバー人材センター支援 | 高齢者福祉課 | | | |
| 事業内容 | シルバー人材センターへの支援等を通じ、高齢者の「働くこと」を通じた社会参加を促進し、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を図ります。 | | | | | |
| 実施計画 | シルバー人材センター登録数(人) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 4,332 | 4,453 | 4,495 | 4,520 | 4,547 | 4,563 |

| | | | | | | |
|--------------|---|-----------|-------|------|------|------|
| 事業No. 事業名 | 17 | 生きがいづくり教室 | 生涯学習課 | | | |
| 事業内容 | 高齢社会に対応し、高齢者が地域の中で役割を果たし、生きがいを持って生活ができるように、様々な内容の生きがいづくり教室を実施します。 | | | | | |
| 実施計画 | 生きがいづくり教室の応募率(%) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 91.1 | 85.5 | 86.0 | 86.5 | 87.0 | 87.5 |

| | | | | | | |
|--------------|--|---------------|-------|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 18 | 障害者就労支援センター事業 | 産業総務課 | | | |
| 事業内容 | 障がい者の安定的な雇用確保と、働きやすい職場環境の向上のため、障がい者本人や家族、事業主からの就労に関する総合的な相談と、就職後における職場定着に必要な支援を行います。 | | | | | |
| 実施計画 | 就労支援セミナー参加者数(人) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 43 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |

| | | | | | | |
|--------------|--|------------------|---------|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 19 | 企業伴走型障害者雇用サポート事業 | 障害保健福祉課 | | | |
| 事業内容 | 障がい者雇用拡大のため、障がい者雇用を実施・検討している企業に継続的な支援や助言を行います。また、研修会等を開催し障がい者雇用の理解促進や、企業間ネットワークの構築等を支援します。 | | | | | |
| 実施計画 | 企業に対する支援回数(回) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 117 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |

| | | | | | | |
|--------------|---|-------------------|---------|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 20 新 | 特性の違いを超えたスポーツ交流事業 | スポーツ振興課 | | | |
| 事業内容 | 年齢・性別・能力・国籍等、様々な特性を超えて誰もが楽しめるスポーツ交流を進め、ライフスタイルに応じた生涯スポーツ社会の創出につなげます。 | | | | | |
| 実施計画 | イベントの開催数(回) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 2 | 2 | 2 | 未定 | 未定 | 未定 |

基本目標Ⅱ 推進事業

| | |
|------|-------------------|
| 基本目標 | Ⅱ みんなで支え合う“しくみ” |
| 基本方針 | (1) 地域で支え合う社会の仕組み |
| 基本施策 | ② 女性が活躍しやすい環境の整備 |

| 事業No. 事業名 | 21 新 ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業 ユニ・男女課 | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 事業内容 | 誰もが働きやすい職場環境づくりや女性活躍の推進を図るため、仕事と家庭・地域活動等との両立支援などワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所を認証します。 | | | | | | | | | | | |
| 実施計画 | 認定事業所数(累計) | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <th>現状(H28)</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> <tr> <td>30</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>65</td> </tr> </table> | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | 30 | 40 | 50 | 55 | 60 |
| 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | | | | | | | |
| 30 | 40 | 50 | 55 | 60 | 65 | | | | | | | |

| 事業No. 事業名 | 22 新 女性活躍支援事業 ユニ・男女課 | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 事業内容 | 20～30代前半の働く女性が、働き続けることの意義を学ぶとともに、キャリアアップにつながるよう支援します。 | | | | | | | | | | | |
| 実施計画 | 講座参加者数 | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <th>現状(H28)</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> <tr> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </table> | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | | | | | | | |
| 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | | | | | | | |


| 事業No. 事業名 | 23 新 地域で活躍する女性育成講座 ユニ・男女課 | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|---------|-----|-----|-----|-----|-----|---|----|----|----|----|
| 事業内容 | 社会貢献や社会参画により、地域で活躍する女性の人材育成をめざした講座を開催します。 | | | | | | | | | | | |
| 実施計画 | 講座参加者数 | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <th>現状(H28)</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> <tr> <td>7</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table> | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | 7 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | | | | | | | |
| 7 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | | | | | | | |


| 事業No. 事業名 | 24 新 女性就労支援事業 産業総務課 | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|---------|-----|-----|-----|-----|-----|---|----|----|----|----|
| 事業内容 | 女性の求める就業と企業の求める人材をマッチングさせ、能力開発研修や就労マッチングイベント等を実施し、女性求職者の就業を支援します。 | | | | | | | | | | | |
| 実施計画 | セミナー参加者数(人) | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <th>現状(H28)</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> <tr> <td>-</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>未定</td> <td>未定</td> </tr> </table> | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | - | 30 | 30 | 30 | 未定 |
| 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | | | | | | | |
| - | 30 | 30 | 30 | 未定 | 未定 | | | | | | | |


| 事業No. 事業名 | 25 子育て情報センター運営事業 子育て支援課 | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業内容 | 子育て中の親子を支援するため各種の事業を実施するとともに、子育て支援者や関係団体とのネットワークを構築し、リアルタイムな情報提供や託児等のサポート体制の充実を図ります。 | | | | | | | | | | | |
| 実施計画 | 子育て情報ネットワーク事業の実施による情報提供(アクセス回数) | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <th>現状(H27)</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> <tr> <td>1,388,155</td> <td>1,400,000</td> <td>1,500,000</td> <td>1,500,000</td> <td>1,500,000</td> <td>1,500,000</td> </tr> </table> | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | 1,388,155 | 1,400,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | | | | | | | |
| 1,388,155 | 1,400,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | | | | | | | |

基本目標Ⅱ 推進事業

| | |
|------|-------------------|
| 基本目標 | Ⅱ みんなで支え合う“しくみ” |
| 基本方針 | (1) 地域で支え合う社会の仕組み |
| 基本施策 | ③ 多文化共生社会の推進 |

| | | | | | | | |
|--|--|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 26 | 多文化共生センター事業 | | | | | 国際課 |
| 事業内容 | 誰もが安心して暮らせる共生社会づくりを進めるため、専門スタッフを配置し、多言語による生活相談や情報提供を行うとともに、外国人市民と日本人市民の共生を図るための事業などを実施します。 | | | | | | |
| 実施計画 | 多文化共生センター事業の実施 | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
|  | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 27 | 多言語生活情報サイト「カナルハママツ」 | | | | | 国際課 |
| 事業内容 | 生活者としての外国人市民が求める情報を提供するため、市ホームページの多言語生活情報サイト「カナルハママツ」で、英語、ポルトガル語、やさしい日本語、スペイン語、タガログ語、中国語により情報を提供します。 | | | | | | |
| 実施計画 | 多言語生活情報サイトの運営 | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
|  | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 28 | 外国人学習支援センター事業 | | | | | 国際課 |
| 事業内容 | 外国人市民の総合的な学習支援のため、地域のボランティアと連携し、日本語学習支援講座、支援者育成のための学習支援ボランティア養成講座やポルトガル語講座、多文化体験・交流事業等を実施します。 | | | | | | |
| 実施計画 | 外国人学習支援センター事業の実施 | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
|  | | | | | | | |

基本目標Ⅱ 推進事業

| | | |
|------|-----------------------|-------------|
| 基本目標 | Ⅱ みんなで支え合う“しくみ” | |
| 基本方針 | (2) 地域産業と進めるUDの仕組み | |
| 基本施策 | ① 誰もが訪れやすく、暮らしやすい環境整備 | 重点施策 |

| | | | | | | |
|--------------|---|------|----------|----------|-----|-------------|
| 事業No. 事業名 | 29 新 ユニバーサルツーリズム受入環境整備 | | | | | 重点事業 |
| | ユニ・男女課・観光CP課 | | | | | |
| 事業内容 | 地域のユニバーサルデザイン情報の収集発信を一元化する体制づくりや事業者等とのネットワーク強化を図り、ユニバーサルツーリズムに対応した受入環境整備を促進します。 | | | | | |
| 実施計画 | ユニバーサルツーリズム受入環境の整備 | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 調査検討 | 調査検討 | 情報発信拠点整備 | 継続的な情報発信 | | |

※ユニバーサルツーリズムとは、外国人や高齢者、障がい者など、より多くの人が楽しめるよう創られた旅行で、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のこと。

| | | | | | | |
|--------------|---|----------------|-----|-----|-----|-------|
| 事業No. 事業名 | 30 | わかりやすい案内サインの設置 | | | | 道路企画課 |
| 事業内容 | 標識令、道路標識設置基準、しずおか公共サイン整備ガイドライン等に基づき、道路案内標識の種類、表示地名等を統一し、市民や浜松市を訪れる人に対して、分かりやすい案内や誘導を進めます。 | | | | | |
| 実施計画 | わかりやすい案内サインの整備 | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | —————▶ | | | | | |

| | | | | | | |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-------------|
| 事業No. 事業名 | 31 新 UDプラスinはままつ等の官民連携事業 | | | | | 重点事業 |
| | ユニ・男女課・産業振興課 | | | | | |
| 事業内容 | 誰にとっても「楽しい・魅力的」といった付加価値をプラスしたUD製品や取り組みを発信する「UDプラス」の開催をはじめ、地元企業等との連携によるユニバーサルデザインの普及浸透を進めます。 | | | | | |
| 実施計画 | UDプラスinはままつ等の官民連携事業の開催 | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | —————▶ | | | | | |

| | | | | | | |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-------|
| 事業No. 事業名 | 32 新 浜松市事業者連携促進支援事業 | | | | | 産業振興課 |
| 事業内容 | 賑わいのある商店街づくりのため、事業者が自ら課題を抽出し、課題解決に向けて実施する事業の経費の一部について支援します。 | | | | | |
| 実施計画 | 補助金採択件数(件) | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 9 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

| | | | | | | |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|--------|
| 事業No. 事業名 | 33 新 UDビジネスセミナー | | | | | ユニ・男女課 |
| 事業内容 | 事業者を対象にユニバーサルデザインを啓発し、事業にユニバーサルデザインの考え方や取り入れる手法などを学ぶセミナーを開催します。 | | | | | |
| 実施計画 | セミナー参加者数(人) | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | *** | *** | *** | 50 | 50 | 50 |

基本目標Ⅱ 推進事業

| | | |
|------|--------------------|-------------|
| 基本目標 | Ⅱ みんなで支え合う“しくみ” | |
| 基本方針 | (3) 誰もが情報を共有できる仕組み | |
| 基本施策 | ① 情報のUD化とUD情報発信 | 重点施策 |

| | | | | | | | |
|--------------|--|-------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 事業No. 事業名 | 34 | 広報はままつ等のUD化 | | | | | 広聴広報課 |
| 事業内容 | 広報はままつの点字版や外国語版の発行をはじめ、広報紙配信アプリの導入や、ホームページをスマートフォン等からの閲覧に対してページデザインを最適化することにより、誰にでもわかりやすく情報を発信します。 | | | | | | |
| 実施計画 | 広報はままつ等のUD化 | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------|---|-----|-------------------|-----|-----|-----|--------|
| 事業No. 事業名 | 35 | 新 | わかりやすい印刷物作成の手引き作成 | | | | ユニ・男女課 |
| 事業内容 | パンフレットやチラシ、ポスター等の印刷物について、誰もが情報を入手しやすいようにカラーユニバーサルデザインや配慮方法等に関する手引きを作成します。 | | | | | | |
| 実施計画 | わかりやすい案内サインの整備 | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
| | | | | | | | |

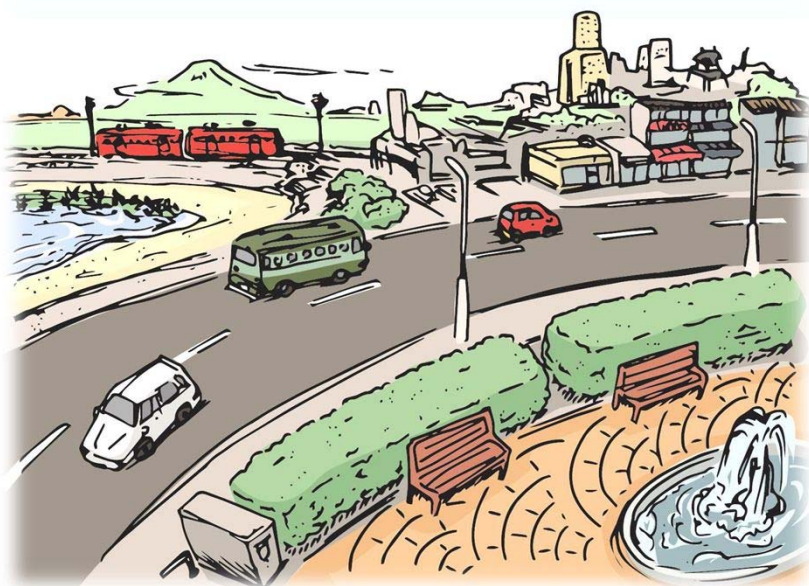
| | | | | | | | | |
|--------------|--|-----|------------|-----|-----|-----|-------------|--------------|
| 事業No. 事業名 | 36 | 新 | 地域のUD情報等発信 | | | | 重点事業 | ユニ・男女課・観光CP課 |
| 事業内容 | 誰もが訪れやすく、暮らしやすいまちづくりを進めるため、地域の宿泊施設、文化・観光施設、公共交通、トイレ等のユニバーサルデザイン情報を収集し、様々な媒体を活用して誰にでもわかりやすく提供します。 | | | | | | | |
| 実施計画 | 地域のUD情報発信 | | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | | |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------|---|-----|-----------------|-----|-----|-----|--------|
| 事業No. 事業名 | 37 | 新 | SNS等を活用したUD情報発信 | | | | ユニ・男女課 |
| 事業内容 | ユニバーサルデザインに関する様々な情報をSNS等を活用して発信し、市民等に対するユニバーサルデザインの意識啓発を行います。 | | | | | | |
| 実施計画 | SNS等によるUD情報発信 | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
| | | | | | | | |

基本目標Ⅲ 推進事業

| 基本計画 | | 推進計画 | |
|---------------------|-----------|--------------------|----------|
| 基本目標 | 事業 No. | 推進事業 | |
| 基本方針 | | | |
| 基本施策 | | | |
| Ⅲ 誰もが暮らしやすい“まち” | | ↑ ハード | 重点 事業 |
| (1) 公共施設等が利用しやすいまち | | | |
| ① 誰もが利用しやすい施設 | 38 | 公共建築物等のUD化推進 | |
| | 39 | 公園のUD化推進 | |
| | 40 | スポーツ施設のUD化推進 | 新 |
| ② 快適で安全な公共交通 | 41 | 民間交通事業者UD化支援 | |
| | 42 | JR天竜川駅のUD化整備 | |
| ③ みんなにやさしい道づくり | 43 | 道路施設のUD化推進 | |
| | 44 | 自転車道の整備 | |
| (2) 誰もが安全・安心に暮らせるまち | | | |
| ① 安全・安心な防災体制の充実 | 45 | 災害情報伝達手段の整備 | 新 |
| | 46 | 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備 | 新 |
| | 47 | 消防情報通信ネットワーク事業 | |

UD:ユニバーサルデザイン




基本目標Ⅲ 推進事業

| | |
|------|--------------------|
| 基本目標 | Ⅲ 誰もが暮らしやすい“まち” |
| 基本方針 | (1) 公共施設等が利用しやすいまち |
| 基本施策 | ① 誰もが利用しやすい施設 |

| | | | | | | | |
|--------------|--|--------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 事業No. 事業名 | 38 | 公共建築物等のUD化推進 | | | | | 公共建築課 |
| 事業内容 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づき、誰もが利用しやすい公共建築物等のユニバーサルデザイン化整備を進めます。 | | | | | | |
| 実施計画 | 整備優先度の高い公共建築物のUD度(点) | | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
| | 55 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | |

※UD度とは、市が所有する公共建築物の中で、特に優先してUD化整備が必要だと思われる「ランクⅠ及びⅡの施設」におけるUD度評価の平均点のこと。(100点満点)

| | | | | | | | |
|--------------|---|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 39 | 公園のUD化推進 | | | | | 公園課 |
| 事業内容 | 子供からお年寄りまで、誰もが安全で安心して利用できるよう、公園施設のユニバーサルデザイン化整備を進めます。 | | | | | | |
| 実施計画 | UDに配慮した新規公園の整備(施設) | | | | | | |
| | 現状(H27) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
| | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

| | | | | | | | |
|--------------|---|----------|--------------|-----|-----|-----|---------|
| 事業No. 事業名 | 40 | 新 | スポーツ施設のUD化推進 | | | | スポーツ振興課 |
| 事業内容 | 東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う事前キャンプや各種国際大会、全国大会等の誘致推進や、すべての人が安心・安全に利用できるようスポーツ施設のユニバーサルデザイン化を進めます。 | | | | | | |
| 実施計画 | スポーツ施設のUD改修 | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
| |  | | | | | | |

基本目標Ⅲ 推進事業


| | |
|------|--------------------|
| 基本目標 | Ⅲ 誰もが暮らしやすい“まち” |
| 基本方針 | (1) 公共施設等が利用しやすいまち |
| 基本施策 | ② 快適で安全な公共交通 |


| | | | | | | | |
|--------------|---|--------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 事業No. 事業名 | 41 | 民間交通事業者UD化支援 | | | | | 交通政策課 |
| 事業内容 | 民間交通事業者が実施するユニバーサルデザイン化設備事業等に要する経費の一部を支援することにより、快適で安全な公共交通の環境整備づくりを促進します。 | | | | | | |
| 実施計画 | 民間交通事業者のUD化支援 | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
| | | | | | | | |

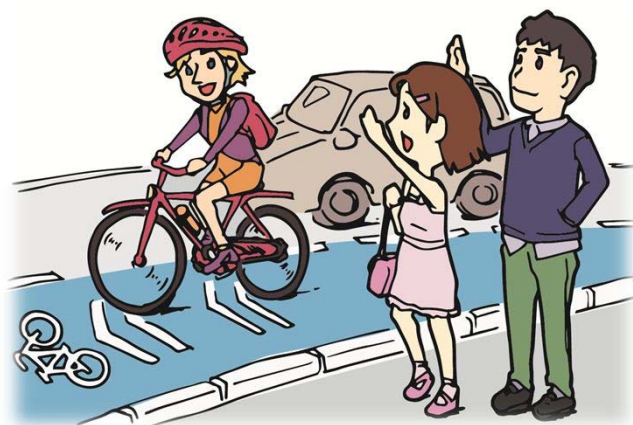
| | | | | | | | |
|--------------|--|--------------|------|-----|-----|-----|-------|
| 事業No. 事業名 | 42 | JR天竜川駅のUD化整備 | | | | | 道路企画課 |
| 事業内容 | JR天竜川駅南北自由通路の新設に伴い、現在の駅舎を橋上化し、エレベーターの新設や、多機能トイレ設置等のユニバーサルデザイン化整備を進め、利用者や周辺住民の利便性を高めます。 | | | | | | |
| 実施計画 | JR天竜川駅のUD化整備 | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
| | 駅舎工事 | 駅舎完成 | 事業完了 | *** | *** | *** | |

基本目標Ⅲ 推進事業

| | |
|------|--------------------|
| 基本目標 | Ⅲ 誰もが暮らしやすい“まち” |
| 基本方針 | (1) 公共施設等が利用しやすいまち |
| 基本施策 | ③ みんなにやさしい道づくり |

| | | | | | | | |
|--|---|------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 事業No. 事業名 | 43 | 道路施設のUD化推進 | | | | | 道路企画課 |
| 事業内容 | 「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」に基づき、子供や高齢者など交通弱者が、安全に安心して通行できる道路交通環境の改善を図ります。 | | | | | | |
| 実施計画 | 道路施設UD指針に基づいた道路整備 | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
|  | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|---------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 事業No. 事業名 | 44 | 自転車道の整備 | | | | | 道路企画課 |
| 事業内容 | 「浜松市自転車走行空間等整備計画」に基づき、都市内交通手段として有効である自転車の利活用に着目した整備を計画的に推進します。 | | | | | | |
| 実施計画 | 自転車走行空間等整備計画に基づいた自転車道整備 | | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | |
|  | | | | | | | |



基本目標Ⅲ 推進事業

| | |
|------|---------------------|
| 基本目標 | Ⅲ 誰もが暮らしやすい“まち” |
| 基本方針 | (2) 誰もが安全・安心に暮らせるまち |
| 基本施策 | ① 安全・安心な防災体制の充実 |

| | | | | | | |
|--------------|--|-------|------|-----|-----|-------|
| 事業No. 事業名 | 45 新 災害情報伝達手段の整備 | 危機管理課 | | | | |
| 事業内容 | 地域の現状、災害特性及び課題を踏まえ、想定される災害に対し、あらゆる世代に対して最も有効な災害情報伝達手段を整備します。 | | | | | |
| 実施計画 | 災害情報伝達手段の整備 | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 性能要求仕様作成 | 基本設計 | 実施設計 | 工事 | 工事 | 工事・完了 |

| | | | | | | |
|--------------|--|-------|-----|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 46 新 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備 | 危機管理課 | | | | |
| 事業内容 | 土砂災害警戒区域内における住民の被害防止及び減少のため、積極的な情報提供や情報伝達など、住民自らの避難判断の向上と避難行動をとるための警戒避難体制を整備します。 | | | | | |
| 実施計画 | 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備率(%) | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | 64.6 | 85 | 100 | *** | *** | *** |

| | | | | | | |
|--------------|---|-------|-----|-----|-----|-----|
| 事業No. 事業名 | 47 消防情報通信ネットワーク事業 | 情報指令課 | | | | |
| 事業内容 | 緊急時や災害時において速やかに対応するため、災害弱者等の情報を指令管制システムへ取り込み、活動隊への支援情報として活用します。 | | | | | |
| 実施計画 | 消防情報通信ネットワーク事業 | | | | | |
| | 現状(H28) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| | → | | | | | |



ユニバーサルデザインを考えた人は？

アメリカ人建築家のロナルド・メイス氏です。（1980年代）
彼自身も車いすを使用する障がい者で、「障がいのある人に対する製品やデザインは、特別で費用がかかる」という概念を破り、バリアフリーデザインの無骨で魅力のない見栄えの悪さをなくそうという考えから、ユニバーサルデザインを提唱しました。

U・優プランⅡ（第2次浜松市ユニバーサルデザイン計画）第2期推進計画 体系図

| 基本計画 | | |
|--|-------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 基本方針 | 基本施策 |
| I 思い合い、認め合う “こころ”  | (1) お互いの個性を理解し 共生する心 | 重点施策 ① 学校教育における心のUDの推進 |
| | | ② 地域・家庭における心のUDの推進 |
| | (2) みんなで広めるUDの心 | ① 市民協働によるUDの推進 |
| | | ② UDを推進する人材の育成 |
| II みんなで支え合う “しくみ”  | (1) 地域で支え合う社会の 仕組み | ① 高齢者・障がい者の社会参加の推進 |
| | | ② 女性が活躍しやすい環境の整備 |
| | | ③ 多文化共生社会の推進 |
| | (2) 地域産業と進めるUDの 仕組み | 重点施策 ① 誰もが訪れやすく、暮らしやすい環境整備 |
| | | 重点施策 ① 情報のUD化とUD情報発信 |
| III 誰もが暮らしやすい “まち”  | (1) 公共施設等が利用 しやすいまち | ① 誰もが利用しやすい施設 |
| | | ② 快適で安全な公共交通 |
| | | ③ みんなにやさしい道づくり |
| | (2) 誰もが安全・安心に 暮らせるまち | ① 安全・安心な防災体制の充実 |

| 第2期推進計画 | | |
|---------|--|---------------|
| 事業No. | 推進事業 | 主な担当課 |
| 1 | UD学習支援事業 重点事業 | ユニ・男女課 |
| 2 | 教職員UD研修 | ユニ・男女課、教育センター |
| 3 | 福祉体験講座 | 障害保健福祉課 |
| 4 | 多様性理解のための教育 | 指導課 |
| 5 | 共生・共育推進事業 | 教職員課 |
| 6 | はままつUD週間 | ユニ・男女課 |
| 7 | 新 地域のUDふれあい事業 | ユニ・男女課、各区振興課 |
| 8 | 保護者へのUD啓発 | ユニ・男女課 |
| 9 | 世代間交流事業 | 幼児教育・保育課 |
| 10 | 職員へのUD研修 | ユニ・男女課 |
| 11 | 新 みんなで広める! UD提案事業 | ユニ・男女課 |
| 12 | UDサポーター事業 | ユニ・男女課 |
| 13 | 新 UD市民会議(UDプチ・サミット) | ユニ・男女課 |
| 14 | 新 UD学習支援ボランティア派遣事業 | ユニ・男女課 |
| 15 | 新 UD実践セミナー | ユニ・男女課 |
| 16 | シルバー人材センター支援 | 高齢者福祉課 |
| 17 | 生きがいづくり教室 | 生涯学習課 |
| 18 | 障害者就労支援センター事業 | 産業総務課 |
| 19 | 企業伴走型障害者雇用サポート事業 | 障害保健福祉課 |
| 20 | 新 特性の違いを超えたスポーツ交流事業 | スポーツ振興課 |
| 21 | 新 ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業 | ユニ・男女課 |
| 22 | 新 女性活躍支援事業 | ユニ・男女課 |
| 23 | 新 地域で活躍する女性育成講座 | ユニ・男女課 |
| 24 | 新 女性就労支援事業 | 産業総務課 |
| 25 | 子育て情報センター運営事業 | 子育て支援課 |
| 26 | 多文化共生センター事業 | 国際課 |
| 27 | 多言語生活情報サイト「カナルハママツ」 | 国際課 |
| 28 | 外国人学習支援センター事業 | 国際課 |
| 29 | 新 ユニバーサルツーリズム受入環境整備 重点事業 | ユニ・男女課、観光CP課 |
| 30 | わかりやすい案内サインの設置 | 道路企画課 |
| 31 | 新 UDプラスinはままつ等の官民連携事業 重点事業 | ユニ・男女課、産業振興課 |
| 32 | 新 浜松市商業者連携促進支援事業 | 産業振興課 |
| 33 | 新 UDビジネスセミナー | ユニ・男女課 |
| 34 | 広報はままつ等のUD化 | 広聴広報課 |
| 35 | 新 わかりやすい印刷物作成の手引き作成 | ユニ・男女課 |
| 36 | 新 地域のUD情報等発信 重点事業 | ユニ・男女課、観光CP課 |
| 37 | 新 SNS等を活用したUD情報発信 | ユニ・男女課 |
| 38 | 公共建築物等のUD化推進 | 公共建築課 |
| 39 | 公園のUD化推進 | 公園課 |
| 40 | 新 スポーツ施設のUD化推進 | スポーツ振興課 |
| 41 | 民間交通事業者UD化支援 | 交通政策課 |
| 42 | JR天竜川駅のUD化整備 | 道路企画課 |
| 43 | 道路施設のUD化推進 | 道路企画課 |
| 44 | 自転車道の整備 | 道路企画課 |
| 45 | 新 災害情報伝達手段の整備 | 危機管理課 |
| 46 | 新 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備 | 危機管理課 |
| 47 | 消防情報通信ネットワーク事業 | 情報指令課 |



資料編

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 浜松市ユニバーサルデザイン施策の沿革 | 46 |
| 浜松市ユニバーサルデザインの主要施策 | 47 |
| 浜松市の人口構成等 | 48 |
| 計画策定までの経緯 | 50 |
| 平成28年度ユニバーサルデザイン意識調査の概要 | 51 |
| UD市民ワークショップ開催概要 | 57 |
| 浜松市ユニバーサルデザイン条例 | 59 |
| 浜松市ユニバーサルデザイン審議会運営要綱 | 64 |
| 平成28年度浜松市ユニバーサルデザイン審議会委員 | 65 |
| 浜松市ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱 | 66 |
| 用語解説 | 68 |

浜松市ユニバーサルデザイン施策の沿革

UD:ユニバーサルデザイン

| 年度 | | (参考)静岡県UDに着手 | UD理解度 | UD認知度 |
|-------|---------|--|-------|-------|
| H11年度 | | (参考)静岡県UDに着手 | | |
| H12年度 | | UD室設置(都市計画部) ※浜松市UDに着手 UD推進本部設置 | 8.5% | 38.2% |
| H13年度 | | UD協議会設置 UD学習資料配付開始(小学4年生全員) U・優プラン(UD計画)・第1期推進計画策定(H14.3) | 11.4% | 66.8% |
| H14年度 | U・優プラン | UD推進員設置 UD条例制定 | 24.2% | 66.2% |
| H15年度 | | UD条例施行(H15.4) UD室 企画部へ移管 UD学習資料配付開始(中学1年生全員) UD審議会設置 UDフェア開始(~H21) | 38.9% | 71.4% |
| H16年度 | | 公共建築物UD指針策定(公共建築課) | — | — |
| H17年度 | | 浜松市UDシンボルマーク制定 | 41.8% | 72.8% |
| H18年度 | | U・優プラン・第2期推進計画策定(H19.3) | 29.3% | 63.7% |
| H19年度 | | UD課創設(室⇒課) UD市民モニター制度開始(~H23) | 33.5% | 72.3% |
| H20年度 | | 道路施設UD指針策定(道路課) | 37.8% | 75.1% |
| H21年度 | | ユニバーサル社会・男女共同参画推進課へ移行 | 38.3% | 78.6% |
| H22年度 | | 第3回国際UD会議2010inはままつ開催 | 33.1% | 75.0% |
| H23年度 | | 市民部へ移管(H23.7) はままつUD国際シンポジウム2012開催 U・優プランⅡ(第2次UD計画)・第1期推進計画策定(H24.3) | 34.9% | 75.8% |
| H24年度 | U・優プランⅡ | UDサポーター募集開始 UD協働委託事業開始(~H28) | 36.3% | 75.2% |
| H25年度 | | 誰もが楽しく参加しやすいイベントづくりの手引き作成 | — | — |
| H26年度 | | UDプラスinはままつ開始(主催:静岡県、浜松市、文芸大) | 39.1% | 75.2% |
| H27年度 | | 企業のUD出前講座開始 | 46.5% | 81.2% |
| H28年度 | | 東京オリパラ等を契機としたUD推進事業開始(ユニバーサルツーリズム受入環境整備) U・優プランⅡ・第2期推進計画策定(H29.3) | — | — |

※UD認知度及び理解度は、広聴広報課実施の「市民アンケート」の数値。(H18年度以降は合併後の数値)

UD理解度…UDについて「詳しく知っている」及び「知っている」と回答した割合。

UD認知度…理解度に「言葉だけは聞いたことがある」の回答を加算した割合。

浜松市ユニバーサルデザインの主要施策

UD:ユニバーサルデザイン

| (1) 条例と計画策定 | 期間等 |
|------------------------------------|-----------------------|
| 浜松市ユニバーサルデザイン基本計画「U・優プラン」 | 平成14年度～23年度 |
| 浜松市ユニバーサルデザイン推進計画（第1期） | 平成14年度～18年度 |
| 浜松市ユニバーサルデザイン条例 | 平成15年4月1日施行 |
| 浜松市ユニバーサルデザイン推進計画（第2期） | 平成19年度～23年度 |
| 第2次浜松市ユニバーサルデザイン基本計画「U・優プランⅡ」 | 平成24年度～33年度 |
| 第2次浜松市ユニバーサルデザイン推進計画（第1期） | 平成24年度～28年度 |
| 第2次浜松市ユニバーサルデザイン推進計画（第2期） | 平成29年度～33年度 |
| (2) ガイドライン策定 | 策定年度 |
| U・優住まいづくりプラン | 平成15年度 |
| 浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針 | 平成17年度 |
| 色のUDガイドライン | 平成17年度 |
| 浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針 | 平成20年度 |
| (3) 主な事業 | 実施年度 |
| UD出前講座 | 平成12年度～ |
| UD施設見学 | 平成12年度～ |
| UD学習会 | 平成13年度～ |
| UD市民意識調査 | 平成13・15・17・20・23・28年度 |
| UD啓発ポスターコンクール | 平成14年度～19年度 |
| UDフェア | 平成15年度～21年度 |
| 利用しやすい施設づくり市民懇話会 | 平成15年度～19年度 |
| 心のUDふれあい事業 | 平成15年度～18年度 |
| UD市民リーダー養成事業 | 平成15年度～21年度 |
| UD市民協力員派遣事業 | 平成16年度～25年度 |
| UD顕彰「見つけた！ユニバーサルデザイン」 | 平成17年度 |
| UD市民モニターアンケート調査事業 | 平成19・20・23年度 |
| UD事業調査（庁内） | 平成19年度～23年度 |
| もてなしのまちづくり事業（路面誘導サイン） | 平成19年度～22年度 |
| 地域のUDふれあい事業（各区事業） | 平成20年度～ |
| 宿泊施設UD調査 | 平成21・25年度 |
| 第3回国際UD会議2010プレイベント | 平成21年度 |
| 第3回国際UD会議2010 in はままつ、浜松ほっとコーナー開催 | 平成22年度 |
| UDスキルアップセミナー（UDセミナー） | 平成23年度～27年度 |
| はままつUD国際シンポジウム2012 | 平成23年度 |
| 浜松まちなかトイレマップ作成 | 平成24・25・28年度 |
| UDサポーター募集事業 | 平成24年度～ |
| UD協働委託事業 | 平成24年度～28年度 |
| はままつUD週間 | 平成24年度～ |
| 教職員UD研修 | 平成24年度～ |
| 大学との協働事業（静岡文化芸術大学、浜松学院大学） | 平成24年度～ |
| 誰もが楽しく参加しやすいイベントづくりの手引き作成 | 平成25年度 |
| UDサポーター派遣事業 | 平成26年度～ |
| UDプラスinはままつ開催（主催：静岡県、浜松市、静岡文化芸術大学） | 平成26年度～ |
| 企業のUD出前講座 | 平成27年度～ |
| 浜松市こどもUD新聞コンクール | 平成27年度～ |
| UD情報データベース作成（市内観光施設等） | 平成28年度 |
| ユニバーサルツーリズムセミナー | 平成28年度～ |

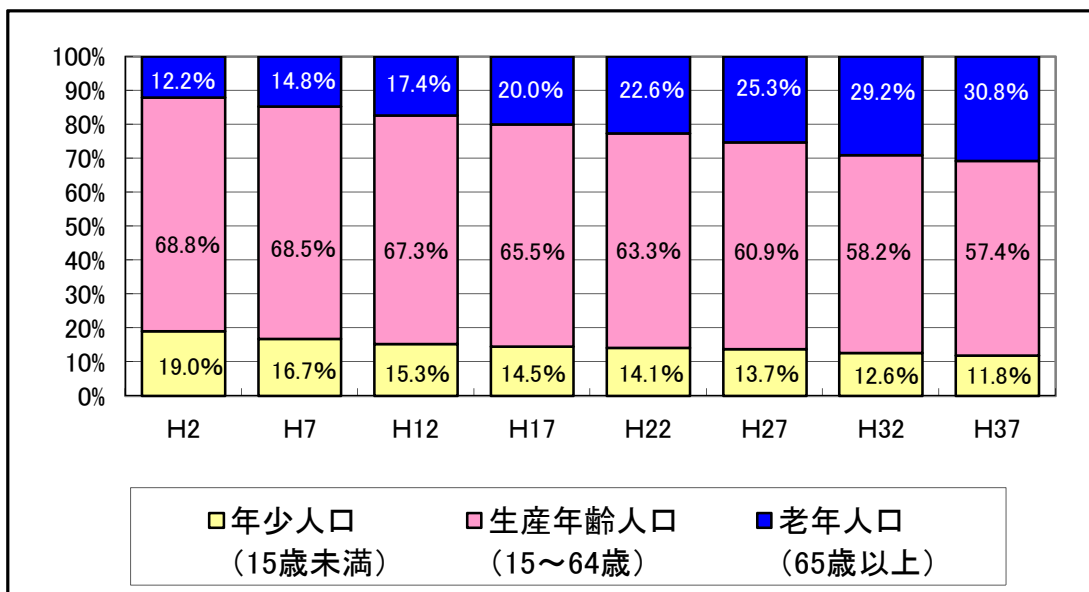
浜松市の人口構成等

1. 浜松市の人口構成

| 区分 | 人数 | 占有率 |
|-----------------|----------|--------|
| ①高齢者(65歳以上) | 209,768人 | 25.96% |
| ②身体障害者手帳所持者 | 26,344人 | 3.26% |
| 視覚障がい者 | 1,620人 | 0.20% |
| 聴覚平均障がい者 | 2,057人 | 0.25% |
| 音声言語障がい者 | 300人 | 0.04% |
| 肢体不自由者 | 14,142人 | 1.75% |
| 内部障がい者 | 8,225人 | 1.02% |
| ③療育手帳所持者 | 6,440人 | 0.80% |
| ④精神障害者保健福祉手帳所持者 | 5,082人 | 0.63% |
| ⑤乳幼児(0～5歳児) | 42,437人 | 5.25% |
| ⑥外国人 | 21,001人 | 2.60% |
| 小計(①～⑥) | 311,072人 | 38.50% |
| 総人口 | 807,898人 | 100% |

※平成28年4月1日現在

2. 高齢化の推移



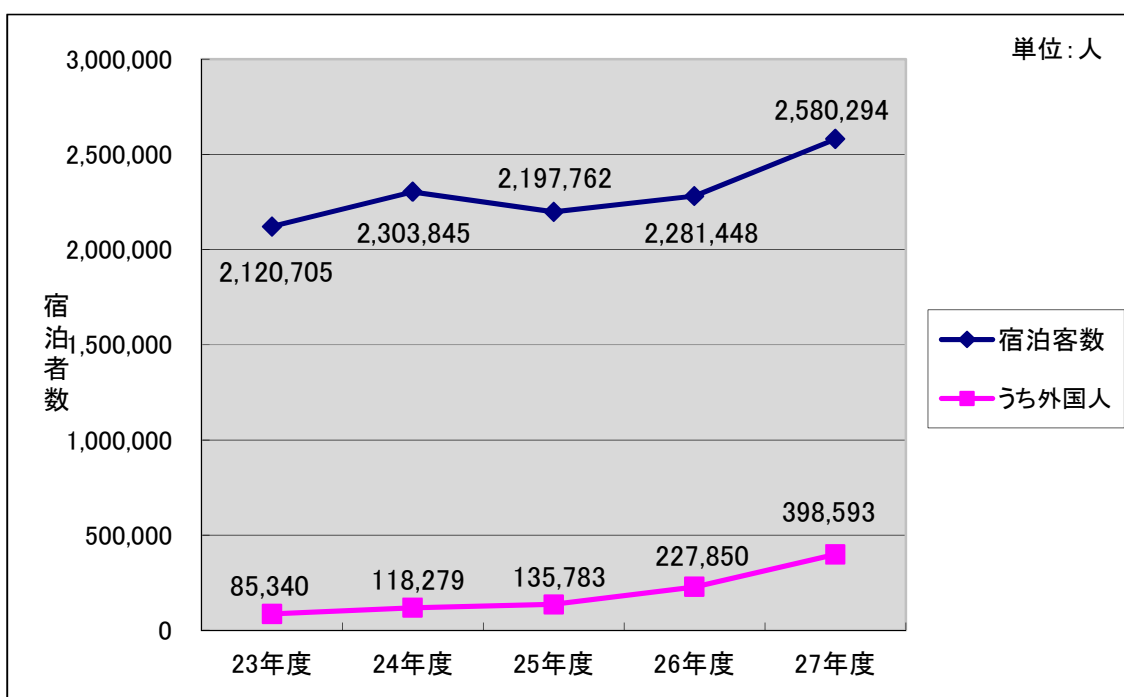
※平成32年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値

3. 市内宿泊者数の推移

単位：人

| | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 宿泊客数 | 2,120,705 | 2,303,845 | 2,197,762 | 2,281,448 | 2,580,294 |
| うち外国人 | 85,340 | 118,279 | 135,783 | 227,850 | 398,593 |
| 中国 | 49,907 | 69,257 | 70,756 | 155,120 | 325,900 |
| 韓国 | 2,764 | 3,042 | 3,436 | 4,383 | 3,507 |
| 香港 | 1,062 | 2,063 | 3,376 | 3,008 | 2,778 |
| 台湾 | 1,816 | 3,110 | 3,491 | 5,521 | 8,240 |
| シンガポール | 393 | 588 | 953 | 928 | 1,581 |
| タイ | 2,455 | 5,876 | 6,802 | 6,280 | 3,446 |
| マレーシア | 3,402 | 4,788 | 7,419 | 9,955 | 8,641 |
| インドネシア | 955 | 3,942 | 9,017 | 8,334 | 6,389 |
| ベトナム | 29 | 309 | 1,404 | 2,895 | 4,840 |
| インド | 2,470 | 3,043 | 3,171 | 4,176 | 4,475 |
| その他アジア | 1,217 | 2,232 | 1,727 | 2,626 | 3,418 |
| 米国 | 5,506 | 6,785 | 6,148 | 5,988 | 7,999 |
| カナダ | 330 | 453 | 650 | 733 | 361 |
| イギリス | 788 | 966 | 840 | 709 | 851 |
| フランス | 494 | 514 | 594 | 1,169 | 1,731 |
| ドイツ | 2,600 | 1,579 | 1,395 | 1,911 | 1,675 |
| イタリア | 1,476 | 1,280 | 1,423 | 1,747 | 1,373 |
| その他欧州 | 4,199 | 3,565 | 3,432 | 3,776 | 3,993 |
| オーストラリア | 563 | 470 | 388 | 633 | 1,001 |
| 不明・その他 | 2,914 | 4,417 | 9,361 | 7,958 | 6,394 |

※浜松市調査。市内協力施設（H23～24は79施設、H25～26は75施設、H27～28は91施設）の実数。



計画策定までの経緯

UD:ユニバーサルデザイン

| 年月日 | 会議等 | 主な内容 |
|----------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 平成28年 3月25日 | 平成27年度 第3回浜松市UD審議会 | 新計画策定について |
| 4月28日 | 平成28年度UD意識調査業務委託締結 | 受託者:NPO法人地域づくりサポートネット |
| 6月23日 | UD意識調査実施(調査票発送) | 調査対象:18歳以上の市民2,500人 市内事業者500社 |
| 6月27日 | 平成28年度 第1回浜松市UD審議会 | 旧計画の振り返り検証について |
| 8月16日 | 第1回U・優プランⅡ第2期推進計画策定に係る庁内ネットワーク会議 | 新計画策定について |
| 8月18日 | UD関連事業調査 | 対象:本庁全課 |
| 8月24日 | 平成28年度 第2回浜松市UD審議会 | 第1期推進計画事業評価報告書(中間評価)について |
| 9月11日 | 第1回UD市民ワークショップ | 市のUD施策に対する意見や課題について |
| 9月25日 | 第2回UD市民ワークショップ | これからのUD施策の提案、市民協働で取り組むこと |
| 10月3日 | 第2回U・優プランⅡ第2期推進計画策定に係る庁内ネットワーク会議 | 新計画素案について |
| 10月17日 | 第3回U・優プランⅡ第2期推進計画策定に係る庁内ネットワーク会議 | 新計画素案の修正について |
| 10月21日 | 平成28年度 第3回浜松市UD審議会 | UD意識調査結果報告 新計画素案について |
| 11月11日 | 市民文教委員会説明 | 新計画案のパブリック・コメントの実施について |
| 12月15日 | パブリック・コメント実施 | 意見募集期間 12/15~1/16 |
| 平成29年 1月30日 | 平成28年度 第4回浜松市UD審議会 | パブリック・コメントの結果について |
| 2月1日 | UD推進本部会議報告(庁議報告) | 新計画策定及びパブリック・コメントの結果について |
| 3月1日 | 市民文教委員会報告 | 新計画策定及びパブリック・コメントの結果について |
| 3月15日 | パブリック・コメント実施結果の公表 | 意見数:7人 30件 |
| 3月末 | U・優プランⅡ第2期推進計画策定 | 計画書印刷 |

平成28年度ユニバーサルデザイン意識調査の概要

<市民意識調査>

1 調査目的

第2次浜松市ユニバーサルデザイン計画・第1期推進計画（H24～H28）の事業評価及び指標数値把握と第2期推進計画策定（H29～H33）に向けて、市民の考えや要望等を集約し、新計画に反映させることを目的として意識調査を実施した。

2 調査概要

調査対象：浜松市内に在住する18歳以上80歳未満の市民2,500人

調査期間：平成28年6月23日発送～7月8日締切

抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出

調査項目：添付調査票参照

調査方法：郵送にて配布、同封の返信用封筒で調査票の返送を依頼

実施機関：特定非営利活動法人地域づくりサポートネット

3 回収結果

発送数：2,500人（男1,250人、女1,250人）

回収数：1,088人（男386人、女574人、無回答128人）

回収率：43.5%

4 市民アンケート回答者の属性

| 性別 | 割合 |
|-----|--------|
| 男性 | 35.5% |
| 女性 | 52.8% |
| 無回答 | 11.7% |
| 計 | 100.0% |

| 年代 | 割合 |
|-----|--------|
| 10代 | 0.8% |
| 20代 | 6.2% |
| 30代 | 13.5% |
| 40代 | 17.6% |
| 50代 | 15.3% |
| 60代 | 23.3% |
| 70代 | 21.8% |
| 無回答 | 1.5% |
| 計 | 100.0% |

| 職業 | 割合 |
|------------|--------|
| 農林業・水産業等 | 2.3% |
| 商工業・サービス業等 | 6.0% |
| 勤め人 | 46.0% |
| 主婦・主夫 | 14.8% |
| 学生 | 1.3% |
| 年金受給者・無職 | 26.6% |
| その他 | 1.1% |
| 無回答 | 1.9% |
| 計 | 100.0% |

| 住まい | 割合 |
|-----|--------|
| 中区 | 16.4% |
| 東区 | 13.1% |
| 西区 | 16.2% |
| 南区 | 12.8% |
| 北区 | 10.5% |
| 浜北区 | 13.9% |
| 天竜区 | 11.1% |
| 無回答 | 6.0% |
| 計 | 100.0% |

5 市民意識調査の結果（概要）

問1 あなたは、「ユニバーサルデザイン(UD)」について知っていますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|---------------|--------|
| 1 | 詳しく知っている | 3.2% |
| 2 | 知っている | 38.3% |
| 3 | 言葉だけは聞いたことがある | 33.2% |
| 4 | 全く知らない | 24.6% |
| 5 | 無回答 | 0.7% |
| 計 | | 100.0% |

理解度
41.5%

認知度
74.7%

問2 あなたは、バスや電車で席をゆずるなど思いやりのある行動をする人が増えていると感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 5.4% |
| 2 | 少し感じる | 34.5% |
| 3 | 感じない | 40.0% |
| 4 | わからない | 19.5% |
| 5 | 無回答 | 0.6% |
| 計 | | 100.0% |

問3 あなた自身は、思いやりのある行動をしていますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-----------|--------|
| 1 | いつもしている | 17.2% |
| 2 | たまにしている | 59.3% |
| 3 | ほとんどしていない | 17.9% |
| 4 | していない | 4.8% |
| 5 | 無回答 | 0.8% |
| 計 | | 100.0% |

問4 あなたは、地域・職場・家庭など日常生活の中に「UD」の考えが広まっていると感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 6.3% |
| 2 | 少し感じる | 35.6% |
| 3 | 感じない | 38.0% |
| 4 | わからない | 19.7% |
| 5 | 無回答 | 0.4% |
| 計 | | 100.0% |

問5 あなたは、民間の対応・案内などのサービスに「UD」の考えが広まっていると感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 7.9% |
| 2 | 少し感じる | 39.9% |
| 3 | 感じない | 29.2% |
| 4 | わからない | 20.5% |
| 5 | 無回答 | 2.5% |
| 計 | | 100.0% |

問6 あなたの住む地域は、高齢者、障がいを持つ人、子育て世代、外国人など、誰もが暮らしやすい地域だと感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 8.2% |
| 2 | 少し感じる | 32.9% |
| 3 | 感じない | 37.5% |
| 4 | わからない | 18.5% |
| 5 | 無回答 | 2.9% |
| 計 | | 100.0% |

問7 あなたは、浜松市が案内サインや観光客へのおもてなしなど、来訪者に対して優しい地域だと感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 8.1% |
| 2 | 少し感じる | 34.8% |
| 3 | 感じない | 28.0% |
| 4 | わからない | 26.5% |
| 5 | 無回答 | 2.6% |
| 計 | | 100.0% |

問8 あなたは、浜松市が女性の活躍できる地域だと感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 5.4% |
| 2 | 少し感じる | 27.3% |
| 3 | 感じない | 32.4% |
| 4 | わからない | 32.1% |
| 5 | 無回答 | 2.8% |
| 計 | | 100.0% |

問9 あなたは、高齢者、障がいを持つ人、子ども、外国人などを支援する活動やイベントに参加したことがありますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-----------|--------|
| 1 | よく参加している | 1.5% |
| 2 | 参加したことがある | 24.4% |
| 3 | 参加したことがない | 68.3% |
| 4 | わからない | 3.7% |
| 5 | 無回答 | 2.1% |
| 計 | | 100.0% |

問10 あなたは、市や団体などと一緒にUDのまちづくりに向けた活動に参加したいと思いませんか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------------|--------|
| 1 | 参加したい | 2.4% |
| 2 | 機会があれば参加したい | 48.0% |
| 3 | 参加したくない | 19.8% |
| 4 | わからない | 27.3% |
| 5 | 無回答 | 2.5% |
| 計 | | 100.0% |

問11 あなたは、市が提供している情報について、UDIに配慮されていると感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 7.3% |
| 2 | 少し感じる | 34.4% |
| 3 | 感じない | 18.0% |
| 4 | わからない | 37.5% |
| 5 | 無回答 | 2.8% |
| 計 | | 100.0% |

問12 あなたの住む地域は、歩行者優先の道が整備されていると感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 6.3% |
| 2 | 少し感じる | 23.6% |
| 3 | 感じない | 59.8% |
| 4 | わからない | 7.7% |
| 5 | 無回答 | 2.6% |
| 計 | | 100.0% |

問13 あなたの住む地域は、誰もが使いやすい休憩所やトイレが整備されていると感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 7.4% |
| 2 | 少し感じる | 22.9% |
| 3 | 感じない | 59.1% |
| 4 | わからない | 8.3% |
| 5 | 無回答 | 2.3% |
| 計 | | 100.0% |

問14 あなたは、市役所、区役所、協働センターなどの公共施設が利用しやすいと感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 19.3% |
| 2 | 少し感じる | 40.0% |
| 3 | 感じない | 26.7% |
| 4 | わからない | 11.8% |
| 5 | 無回答 | 2.2% |
| 計 | | 100.0% |

問15 あなたは、商業施設や宿泊施設、レジャー施設などの民間施設について、利用しやすいと感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 15.6% |
| 2 | 少し感じる | 37.9% |
| 3 | 感じない | 23.2% |
| 4 | わからない | 21.0% |
| 5 | 無回答 | 2.3% |
| 計 | | 100.0% |

問16 あなたは、施設内や道などに設置されている案内サインについて、わかりやすいと感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 10.6% |
| 2 | 少し感じる | 39.2% |
| 3 | 感じない | 30.3% |
| 4 | わからない | 17.5% |
| 5 | 無回答 | 2.4% |
| 計 | | 100.0% |

問17 あなたの住む地域は、防災・防犯などの面で、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域と感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 9.3% |
| 2 | 少し感じる | 36.7% |
| 3 | 感じない | 35.8% |
| 4 | わからない | 15.9% |
| 5 | 無回答 | 2.3% |
| 計 | | 100.0% |

問18 あなたは、身の回りの製品について、誰もがわかりやすく使いやすい製品(UD製品)が増えていると感じますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|-------|--------|
| 1 | 感じる | 14.0% |
| 2 | 少し感じる | 38.9% |
| 3 | 感じない | 25.2% |
| 4 | わからない | 21.4% |
| 5 | 無回答 | 0.5% |
| 計 | | 100.0% |

問19 あなたは、浜松市の「ユニバーサルデザインによるまちづくり」について、どのように感じていますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|---------|--------|
| 1 | 満足 | 3.1% |
| 2 | やや満足 | 17.7% |
| 3 | どちらでもない | 62.1% |
| 4 | やや不満 | 10.4% |
| 5 | 不満 | 5.4% |
| 6 | 無回答 | 1.3% |
| 計 | | 100.0% |

<事業者意識調査>

1 調査目的

第2次浜松市ユニバーサルデザイン計画・第2期推進計画策定（H29～H33）に向けて、事業者の考えや要望等を集約し、新計画に反映させることを目的として意識調査を実施した。

2 調査概要

調査対象：浜松市内の事業者 500社
調査期間：平成28年6月29日発送 7月15日締切
抽出方法：法人リストから無作為抽出
調査項目：添付調査票参照
調査方法：郵送にて配布、同封の返信用封筒で調査票の返送を依頼
実施機関：特定非営利活動法人地域づくりサポートネット

3 回収結果

配付数：500社
回収数：162社（回収率：32.4%）

4 回答者の属性

| 所在地 | 割合 |
|-----|--------|
| 中区 | 31.5% |
| 東区 | 21.6% |
| 西区 | 11.1% |
| 南区 | 8.0% |
| 北区 | 11.7% |
| 浜北区 | 9.9% |
| 天竜区 | 4.9% |
| 無回答 | 1.3% |
| 計 | 100.0% |

| 従業員規模 | 割合 |
|----------|--------|
| 1～4人 | 21.0% |
| 5～9人 | 28.4% |
| 10～29人 | 32.1% |
| 30～99人 | 3.1% |
| 100～299人 | 13.6% |
| 300人以上 | 1.2% |
| 無回答 | 0.6% |
| 計 | 100.0% |

| 業種 | 割合 |
|-----------|--------|
| サービス業 | 20.4% |
| 製造業 | 19.1% |
| 卸売・小売業 | 17.9% |
| 建設業 | 11.7% |
| 飲食店 | 6.2% |
| 運輸・通信業 | 4.3% |
| 金融・保険業 | 3.1% |
| 不動産業 | 1.2% |
| 鉱業 | 0.6% |
| 電気・ガス・水道業 | 0.6% |
| その他 | 13.0% |
| 無回答 | 1.9% |
| 計 | 100.0% |

5 事業者意識調査の結果（概要）

問1 貴事業所は、「ユニバーサルデザイン（UD）」について知っていますか？

| 回答 | | 割合 |
|----|---------------|--------|
| 1 | 詳しく知っている | 5.6% |
| 2 | 知っている | 49.4% |
| 3 | 言葉だけは聞いたことがある | 32.7% |
| 4 | 全く知らない | 11.7% |
| 5 | 無回答 | 0.6% |
| 計 | | 100.0% |

理解度
55.0%

認知度
87.7%

問2 現在、貴事業所では、製品・店舗・サービスなど、事業を営む上でUDを取り入れていますか？

| 回答 | 割合 |
|------------|--------|
| 1 取り入れている | 23.5% |
| 2 取り入れていない | 71.0% |
| 3 無回答 | 5.5% |
| 計 | 100.0% |

問2-1（取り入れている事業所のみ）
貴事業所はUDをどのようなところに取り入れていますか？

| 回答 | 割合 |
|--------------|--------|
| 1 働きやすい職場環境 | 23.2% |
| 2 製品・サービス | 21.7% |
| 3 従業員教育 | 17.4% |
| 4 企業方針 | 13.0% |
| 5 基準やマニュアル | 11.6% |
| 6 わかりやすい情報提供 | 10.1% |
| 7 その他 | 3.0% |
| 計 | 100.0% |

問2-2（取り入れている事業所のみ）
貴事業所がUDを取り入れたことによって良い効果や変化がありましたか？

| 回答 | 割合 |
|--------|--------|
| 1 あった | 60.0% |
| 2 特にない | 37.5% |
| 3 無回答 | 2.5% |
| 計 | 100.0% |

【良い効果の内容】

| 回答 | 割合 |
|------------------|--------|
| 1 顧客の利便性・満足度の向上等 | 50.0% |
| 2 業務効率化・職場環境の向上等 | 31.9% |
| 3 従業員の意識変化 | 9.1% |
| 4 安全性の向上 | 4.5% |
| 5 社会貢献 | 4.5% |
| 計 | 100.0% |

問2-3（取り入れていない事業所のみ）
UDを取り入れていない理由は何ですか？

| 回答 | 割合 |
|------------------|--------|
| 1 業務上必要ない | 31.9% |
| 2 取り入れ方やUDがわからない | 25.3% |
| 3 顧客のニーズがない | 17.0% |
| 4 コストや研究費が高くなる | 6.0% |
| 5 利益に繋がらない | 4.9% |
| 6 法的な義務ではない | 3.8% |
| 7 メリットを感じない | 3.8% |
| 8 その他 | 6.0% |
| 9 無回答 | 1.3% |
| 計 | 100.0% |

問2-4（取り入れていない事業所のみ）
今後、UDを取り入れていく予定はありますか？

| 回答 | 割合 |
|-------------|--------|
| 1 ある | 1.2% |
| 2 検討中 | 9.9% |
| 3 今のところ予定なし | 61.1% |
| 4 無回答 | 27.8% |
| 計 | 100.0% |

問3 貴事業者は、顧客の満足度を向上させるため、どのような点を重視していますか？

| 回答 | 割合 |
|----------------|--------|
| 1 品質 | 19.9% |
| 2 顧客ニーズの反映 | 13.1% |
| 3 安全性の高さ | 11.6% |
| 4 迅速で柔軟な接客マナー | 11.2% |
| 5 サービス内容の充実 | 10.5% |
| 6 価格 | 10.3% |
| 7 利用のしやすさ | 10.1% |
| 8 環境への配慮 | 4.8% |
| 9 社会貢献・CSR | 3.7% |
| 10 デザインの良さ | 2.8% |
| 11 施設や店舗等のUD化等 | 1.5% |
| 12 その他 | 0.5% |
| 計 | 100.0% |

問4 貴事業者は、すべての従業員が働きやすい環境づくりのため、どのような配慮をされていますか。

| 回答 | 割合 |
|-------------|--------|
| 1 配慮している | 28.4% |
| 2 特に配慮していない | 62.3% |
| 3 無回答 | 9.3% |
| 計 | 100.0% |

【配慮内容】

| 回答 | 割合 |
|-------------|--------|
| 1 雇用環境・人事制度 | 29.0% |
| 2 コミュニケーション | 20.3% |
| 3 労働環境 | 15.9% |
| 4 施設のUD化 | 11.6% |
| 5 社員教育・人材育成 | 7.2% |
| 6 情報の共有化 | 4.3% |
| 7 福利厚生充実 | 4.3% |
| 8 UD製品の購入 | 4.3% |
| 9 その他 | 3.1% |
| 計 | 100.0% |

問5 今後、企業・事業所がUDを取り入れていくためには、市にどのようなことを期待しますか？

| 回答 | 割合 |
|-----------------|--------|
| 1 UDの情報提供 | 25.5% |
| 2 助成制度創設 | 19.8% |
| 3 事例紹介 | 15.1% |
| 4 UD講習会 | 12.2% |
| 5 市民(消費者)への意識啓発 | 9.4% |
| 6 特にない | 8.3% |
| 7 市との連携事業 | 4.7% |
| 8 UDに関する表彰制度 | 4.3% |
| 9 その他 | 0.7% |
| 計 | 100.0% |

問6 UDについて、何かご意見や要望等がありましたら、ご記入ください。(抜粋)

| |
|---|
| ・ 今後はUDを意識づけしていきたい |
| ・ UD製品の開発や、利用しやすいUDサービスの講習会、事業者向けのUD情報等をネット上で情報発信を希望する |
| ・ 住宅設計、工事におけるUDの例があれば教えてほしい |
| ・ 都市部でのニーズが大きいが、地方部における整備も必要 |
| ・ UDという言葉を初めて知ったため、まずは多くの人に知ってもらうことが必要 |
| ・ 不特定多数の便利を優先しがちで、特定の人たちの不便は解決できていないのではないかと思う |
| ・ 経営者の考え方を変えることが必要で、コストがかからなくて取り入れやすい環境整備や工夫があれば教えてほしい |
| ・ 浜松駅周辺の道路、建物、商店街の利用者が快適空間と思えるよう、UDの観点から配慮のあるまちづくりを目指してほしい |
| ・ 公共施設でのUD導入を進めほしい |
| ・ 少人数の事務所で来客も少ないため、現在は配慮する必要がないが、将来的には必要に応じて配慮しなければならないことだと思う |

UD市民ワークショップ開催概要

1. 趣旨・目的

この市民ワークショップは、これまで浜松市が行ってきたユニバーサルデザイン（UD）の取組みを振り返るとともに、日頃の生活や活動の中でUDに対して感じていることを話し合い、第2次UD計画第2期推進計画策定に向けて、市民のUDのまちづくりへの提案や、市民の意見の集約を目的に実施するもの。

- 参加者
- 公募による市民
 - ファシリテーター（NPO法人 地域づくりサポートネット）
 - その他（浜松市UD担当職員）

2. ワークショップの開催結果

■第1回 平成28年9月11日（日）13：30～16：30 参加者23人

○テーマ 「今の浜松市はUDのまち？」

○内容

- ・UDミニ講座、浜松市のUD施策・取組みの紹介
- ・これまでのUDの取組みに関する意見・評価（振り返り）

■第2回 平成28年9月25日（日）13：30～16：30 参加者16人

○テーマ 「これからの浜松市のUDを考えよう！」

○内容

- ・「UDのまち浜松」への提案
- ・UD施策のアイデア
- ・市民協働でできること



第1回UD市民ワークショップ「今の浜松市はUDのまち？」

第1回のワークショップでは、浜松市のUD施策・取り組みを紹介し、今のUDの現状や課題について意見交換を行いました。

●UDの取組み成果

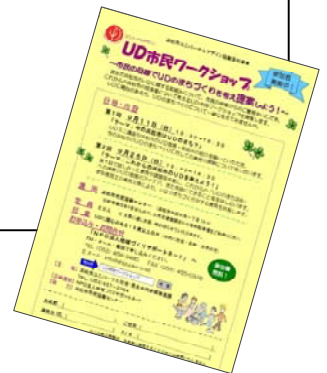
- * UD教育の成果により、小中学生などの若い世代にはUDという言葉が浸透している。
- * UD製品が多くなった。
- * 施設や道路の案内サインの整備が進んだ。
- * 多目的トイレなど、誰もが使いやすいトイレが多くなった。
- * 道路や建物のUD化は進んでいる。

●UDの現状・課題

- * 心のUDはまだ浸透していない。
- * UDの事業に参加する人が少ない。
- * 「ユニバーサルデザイン」という言葉が分かりにくい。
- * 点字ブロックが壊れていたり、自転車などが置かれていることがある。
- * 古い建物や、まちなか以外の場所のUD化が進んでいない。

●UDの取り組みに対する意見・アイデア

- * 小中学生に対するUD学習を継続するとともに、大人に対しても啓発を行う。
- * ユニバーサルデザインという言葉を知ってもらえるよう、メディアを活用する。
- * 疑似体験を通して多様なバリアを知り、UDについて考える機会を持ってもらう。
- * 若者と高齢者など、世代を超えて交流できる場をつくる。
- * 公共交通のUD化を進める。



第2回UD市民ワークショップ「これからの浜松市のUDについて考えよう！」

第1回で出された意見や課題等を基に、これからの「UDのまち浜松」に向けた提案やUD施策のアイデア、市民にできることなどを話し合いました。

市民協働で出来ることとして、「心のUDの啓発」などが挙げられました。

意見・提案等

- * 「笑顔」「あいさつ」など、人とのコミュニケーションを大切にすることで、心のバリアを取り払うことが大切である。
- * 小中学生へのUD学習をより一層拡大し、保護者等の大人も交えてUDを啓発する。
- * UDを市民同士で広めるため、市民講師の育成に力を入れていく。
- * UD学習の証明書の発行やバッジなどをつくり、リーダーとなる人材の「見える化」をする。
- * 協働センター等、市民や各地域に密接に関わる場所でワークショップ等を開催することで、市民にUDを身近なものとして感じてもらう。
- * 地域の特色を生かしたUD啓発の仕組みを考える。
- * UD推進のためのモデル地区をつくる。

浜松市ユニバーサルデザイン条例

平成14年12月17日

浜松市条例第100号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 ユニバーサルデザインの推進に関する施策等（第7条－第11条）

第3章 ユニバーサルデザインに配慮した教育の推進（第12条－第14条）

第4章 すべての人が暮らしやすい生活環境の整備（第15条－第17条）

第5章 ユニバーサルデザイン審議会（第18条－第21条）

第6章 雑則（第22条）

附則

すべての人が個人として尊重され、安心、安全で快適な暮らしができることは、私たち浜松市民の願いです。

こうした社会を実現するためには、社会における様々な障壁（バリア）をなくすとともに、すべての人が差別されることなく、自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、人づくりや環境づくりを進めていく必要があります。

私たちは、一人ひとりが思いやりの心をもって主体的に行動するとともに、市民、事業者及び市が協働して、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進することにより、思いやりの心が結ぶ優しいまちを実現し、これを世界へ広め、後世に引き継いでいくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、その基本理念及び基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市のそれぞれの役割を明らかにすることによって、すべての人が安心、安全で快適に暮らすことができる社会を築くことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていかうとする考え方をいう。

(基本理念)

第3条 ユニバーサルデザインによるまちづくりは、すべての人がお互いの立場を理解し、尊重し合い、さらに市民、事業者及び市が協働して、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を図ることを基本理念として推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らがまちづくりの主体であるという認識のもとに、ユニバーサルデザインへの理解を深め、共に支え合いながら自己の能力を発揮し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、施設を利用するときは、利用者が互いに安心、安全で快適に利用できるよう、一人ひとりが思いやりの心を持ち、行動するよう努めるものとする。

3 市民は、事業者及び市と連携し、市が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会を支える一員として、ユニバーサルデザインへの理解を深め、主体的かつ積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、年齢、性別、身体能力、国籍等に関係なく、市民が働くことのできる職場環境の確保及びその雇用の推進に努めるものとする。

3 事業者は、市民及び市と連携し、市が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを、市民及び事業者との協働により推進するものとする。

3 市は、施策の推進に当たって必要な予算上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 ユニバーサルデザインの推進に関する施策等

(計画の策定)

第7条 市長は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定する。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更するに当たっては、広く市民及び浜松市ユニバーサルデザイン審議会の意見を聴くとともに、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(庁内体制)

第8条 市長は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための庁内体制を確立するものとする。

(学術機関等との協力)

第9条 市は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関し、大学、研究所等の機関と協力して、調査、研究及び情報収集を行うものとする。

(国、県及び他の市町村との連携等)

第10条 市は、国、県及び他の市町村と連携し、及び協力して、ユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むものとする。

(広報及び情報提供)

第11条 市は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関し、市民及び事業者の理解を深めるよう広報に努めるとともに、必要な情報を提供するものとする。

第3章 ユニバーサルデザインに配慮した教育の推進

(学校教育における取組)

第12条 学校等の場において行われる教育（以下「学校教育」という。）に携わる者は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するためには教育が重要であることを認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、ユニバーサルデザインに配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 市は、学校教育において、すべての人が互いに交流し合える機会を提供するものとする。

(社会教育における取組)

第13条 家庭及び職場その他社会において行われる教育（以下「社会教育」という。）に携わる者は、すべての人が生涯にわたりお互いの立場を理解し、思いやりの心を育むため、ユニバーサルデザインに配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 市は、社会教育において、すべての人が互いに交流し合える機会を提供するものとする。

(人材育成及び派遣)

第14条 市は、市民及び事業者と連携し、ユニバーサルデザインに関する専門的な知識又は技能を有する者（次項において「有識者等」という。）を育成するものとする。

2 市は、ユニバーサルデザインを推進する活動を行う者に対し、有識者等を派遣するものとする。

第4章 すべての人が暮らしやすい生活環境の整備

(公共施設等の整備)

第15条 市は、市が設置し、又は管理する建物、道路、公園等の公共施設及びこれらに附帯する工作物（以下「公共施設等」という。）の新築等（新築、新設、増築、改築及び用途の変更（施設の用途を変更して公共施設等とする場合を含む。）をいう。次項において同じ。）をしようとするときは、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づき整備するものとする。

2 市は、公共施設等の新築等をしようとするときは、あらかじめユニバーサルデザインの観点から利用者等の意見を聴くものとする。

(公共交通事業者等の努力)

第16条 一般の旅客の運送のための鉄道、自動車又は船舶等（以下「公共車両等」という。）を所有し、又は管理する者（以下「公共交通事業者等」という。）は、その運行に必要とし、かつ公共のために使用する施設及び工作物について、すべての人が安心、安全かつ円滑に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく整備に努めるものとする。

2 公共交通事業者等は、ユニバーサルデザインに基づき公共車両等の整備に努めるものとする。

(施設の設置等をする者の努力)

第17条 施設を設置し、又は管理する者（前2条に規定するものを除く。）が新築等（新築、新設、増築、改築及び用途の変更をいう。）をしようとするときは、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく整備に努めるものとする。

2 商品の製造等（製造、加工及び設計をいう。）をする者は、当該商品について、すべての人が安心、安全で快適に使用することができるようユニバーサルデザインに基づく製造等に努めるものとする。

3 サービスを提供する者は、当該サービスについて、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく提供に努めるものとする。

第5章 ユニバーサルデザイン審議会

(設置)

第18条 市は、ユニバーサルデザインの推進に関する事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市ユニバーサルデザイン審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第19条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 学識経験を有する者

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を1人ずつ置く。

2 会長は、委員が相互に選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、審議会を代表し、会の事務を取りまとめてこれを管理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務につけないときは、会長の職務を代理する。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日浜松市条例第30号抄)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正前の(中略)、浜松市ユニバーサルデザイン条例、(中略)(以下これらを「旧条例」という。)の規定により在職する附属機関の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正後の(中略)、浜松市ユニバーサルデザイン条例、(中略)の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

浜松市ユニバーサルデザイン審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市ユニバーサルデザイン条例(平成14年浜松市条例第100号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、浜松市ユニバーサルデザイン審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審議会は次に掲げる事項を行う。

- (1) ユニバーサルデザイン関連施策の調査審議に関すること。
- (2) 浜松市ユニバーサルデザイン計画の推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項に関する評価について、市長へ報告又は提言すること。
- (4) そのほか、ユニバーサルデザインの推進に関する事項

(部会)

第3条 審議会に必要と認める場合は、部会を置くことができる。

(会議の秩序保持等)

第4条 会長は、会議の議長として、議場の秩序を保持し、議事を整理する。

(会議の公開)

第5条 会議の公開は、浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱(平成14年4月1日施行)第8条から第11条までの規定を除き、浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱に定めるところにより行う。

2 浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱第6条に規定する会議を傍聴できる者の数は、5人以上において会長が決定する。

(傍聴手続きの特例)

第6条 会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻までに受付簿に氏名及び住所を記入し会場に入ることとする。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了する。

(事務局)

第7条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、ユニバーサル社会・男女共同参画推進課に置く。

(会議録)

第8条 審議会の会議録の作成及び公開については、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱(平成14年4月1日施行)に定めるところにより行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

この要綱は、平成16年6月17日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

平成28年度 浜松市ユニバーサルデザイン審議会委員

(敬称略・50音順)

| 役職 | 氏名 | 所属・役職 |
|-----|-----------------------|------------------------------------|
| 会長 | いず ゆういち 伊豆 裕一 | 公立大学法人 静岡文化芸術大学 デザイン学部長 |
| 副会長 | こが れいこ 古賀 玲子 | 浜松商工会議所 女性会 監事 |
| 委員 | かねこ たつや 金子 達也 | 公益財団法人 浜松観光コンベンションビューロー 専務理事 |
| 委員 | しまだ えつこ 島田 江津子 | NPO法人 浜松NPOネットワークセンター ICT事業部長 |
| 委員 | すずき しげゆき 鈴木 茂之 | 浜松市教育委員 |
| 委員 | たかはし くみこ 高橋 久美子 | 公募委員 (NPO法人 遠州精神保健福祉をすすめる 市民の会) |
| 委員 | たかばやし ひろあき 高林 宏明 | 遠州鉄道株式会社 運輸業務部長 |
| 委員 | なかじま まさえ 中島 イルマ 雅恵 | 翻訳、通訳者 |
| 委員 | にはし ますお 二橋 眞洲男 | NPO法人 浜松市身体障害者福祉協議会 会長 |
| 委員 | はらだ ひろこ 原田 博子 | NPO法人 はままつ子育てネットワークぴっぴ 理事長 |

浜松市ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱

(設置)

第1条 年齢、性別、身体能力、国籍等に関わらず、すべての人が自由に活動し、安全・安心で快適な暮らしができる環境の創造を目指して、全庁をあげて総合的かつ効果的にユニバーサルデザインを推進するため、浜松市ユニバーサルデザイン推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)ユニバーサルデザイン計画に基づく事業の推進に関する事。
- (2)市民及び事業者への普及、啓発に関する事。
- (3)その他ユニバーサルデザインの推進に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市民部を主管する副市長を、副本部長には他の副市長をもって充てる。

3 本部員には、別記1に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会)

第4条 推進本部に幹事会を置き、幹事会は幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長にはユニバーサル社会・男女共同参画推進課長をもって充て、幹事には別記2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、推進本部の所掌事務について検討を行う。

4 幹事長は、必要に応じ議事に関する課の幹事をもって、幹事会を開催することができる。

(推進員)

第5条 推進本部に推進員を置く。

2 推進員は、各課の課長補佐若しくは課長補佐級職員1名をもって充てる。

3 推進員は、自らが所属する課の事業へのユニバーサルデザインの導入を積極的に推進する。

(会議)

第6条 推進本部は本部長が、幹事会は幹事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、庁議において第2条に掲げる推進本部の所掌事務に関する審議、報告、連絡等が行われた場合は、当該庁議を推進本部の会議とみなす。

(意見の聴取)

第7条 推進本部は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、ユニバーサル社会・男女共同参画推進課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この要綱は、平成12年7月12日から施行する。

この要綱は、平成14年9月25日から施行する。

この要綱は、平成15年4月8日から施行する。

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記1(第3条関係)

教育長 水道事業及び下水道事業管理者 政策補佐官 危機管理監 企画調整部長 総務部長 財務部長 財務部税務担当部長 市民部長 市民部文化振興担当部長 健康福祉部長 健康福祉部医療担当部長 保健所長 こども家庭部長 環境部長 産業部長 産業部観光・ブランド振興担当部長 産業部農林水産担当部長 都市整備部長 都市整備部花みどり担当部長 土木部長 中区長 東区長 西区長 南区長 北区長 浜北区長 天竜区長 会計管理者 消防長 学校教育部長 議会事務局長

別記2(第4条関係)

危機管理課長 企画課長 人事課長 財政課長 税務総務課長 市民生活課長 文化政策課長 福祉総務課長 健康医療課長 保健総務課長 次世代育成課長 環境政策課長 産業総務課長 観光・シティプロモーション課 農業水産課長 都市計画課長 緑政課長 道路企画課長 中区区振興課長 東区区振興課長 西区区振興課長 南区区振興課長 北区区振興課長 浜北区区振興課長 天竜区区振興課長 会計課長 消防総務課長 上下水道総務課長 教育総務課長 選挙管理委員会事務局次長 人事委員会事務局次長 監査事務局次長 農業委員会事務局次長 議会総務課長

【あ行】

一億総活躍社会

少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持することと、一人ひとりの日本人の誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って、充実した生活を送れるようにすることを目指す、第3次安倍晋三改造内閣の目玉プラン。

SNS(エス・エヌ・エス)

ソーシャル・ネットワーク・サービスの略。人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。FacebookやTwitter、Instagramなどがある。

【か行】

外国人学習支援センター

外国人市民の学習支援や日本語ボランティアの養成等を通じて、多文化共生社会の推進を目指すため平成22年1月に開設。外国人の大人から子どもまでを対象に総合的な学習支援を市民協働で行う施設。

共生・共育推進事業

「障がいのある子どもたちが、地域の中で共に豊かに生活できる社会づくり」を目指し、発達支援教育の充実や校区に居住する障がいのある子どもとの交流及び共同学習に関する研究などを行う事業。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。(平成18年12月施行)

心のユニバーサルデザイン(UD)

1人ひとりが思いやりの心を持ち、相手の立場になって考え、行動すること。

【さ行】

災害時避難行動要支援者

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児等の配慮を要する方(要配慮者)のうち、特に避難の支援を要する人のこと。

静岡県福祉のまちづくり条例

だれもが住みよいまちを築きあげていこうとする理念のもとに施行された静岡県の条例。(平成8年4月施行)

市民協働

市民、市民活動団体、事業者及び市が、考え方や行動が違っていても、それぞれの特性を生かしながら、共通の課題や目的を達成するため、さまざまな観点や形態で取り組むこと。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的とする法律。

障害者差別解消法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として施行された法律。（平成28年4月施行）

障害者就労支援センター

障がい者に対して、それぞれの能力と希望に応じて就業できるよう本人、家族、事業主からの相談や、就業後のアフターフォローまで総合的な支援を行う。

シルバー人材センター

高齢者へ臨時的かつ短期的な仕事を請負・委任の形式で行う公益法人。高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

性的マイノリティー

同性愛者、両性愛者、性同一性障害などのこと。性的少数者、セクシャルマイノリティー。

【た行】

多文化共生センター

多文化共生コーディネーターやアドバイザーなど専門スタッフを配置し、外国人市民と日本人市民の共生を図るため、多言語による生活相談、人材育成、情報の収集・提供などの支援事業を行う施設のこと。

多機能トイレ

車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備え、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者、子供連れなどの多様な人が利用可能としたトイレのこと。「多目的トイレ」ともいう。

出前講座

市の職員が学校や地域に出向いて、市の制度や取組みなどについて説明する講座のこと。

【は行】

パブリック・コメント

市が計画や条例などを策定する際に、案の段階で市民へ公表し、その案に対して広く市民・団体等から意見を募集し、提出された意見等を考慮しながら、最終案を作り上げていく一連の手続きのこと。

浜松市沿岸域防潮堤

東日本大震災による被害を受け、甚大な津波被害が想定される南海トラフ巨大地震に備え、浜名湖今切口から天竜川河口までの約17.5kmにかけて、県と市が連携して整備する防潮堤のこと。

浜松市教育総合計画

「未来創造への人づくり」「市民協働による人づくり」という「はままつの人づくり」に関する2つの理念を掲げ、これらを実現するための具体的な施策を示す教育総合計画。

浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針

全ての人々が快適に利用できる公共建築物の整備を誘導していくための指針。
(平成17年3月策定)

浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン推進計画

公共建築物のUDについて、現在の整備状況を把握し、「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づき、施設用途ごとに改修内容や優先順位などを決定し、既存施設のUD化を推進する計画。

浜松市自転車走行空間等整備計画

歩行者と自転車の安全で快適な通行を確保するとともに、日常的な自動車への依存を是正し、環境負荷の低減や健康増進につながる自転車への転換を図ることを目的とした計画。

浜松市障がい者計画

障害者基本法の規定に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

浜松市総合計画

「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を都市の将来像に掲げ、柔軟な発想と多様な結びつきの中で、市民協働によるまちづくりを推進するとともに、本市の特長である産業と文化の創造により、創造都市としての自立的な発展を目指す市の総合計画。

浜松市総合交通計画

様々な都市活動を支えるため、交通に関する円滑性及び利便性の向上を目指し、また地域性を基とし、将来の「交通の姿」や「交通の展望」を示す計画。

浜松市中心市街地活性化基本計画

浜松市の中心市街地の活性化を図るために策定された計画。

浜松市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、浜松市におけるまちづくりを総合的、一体的に進めるための都市計画に関する基本的な方針。

浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針

すべての人が安全に安心して快適に利用できる道路施設の整備、維持管理をするための指針。(平成21年3月策定)

浜松市のみちづくり計画

浜松市の道路施策の方向性を示した「みちづくりの方針」、事業効果を数値目標化した「道路整備の成果目標」及び整備予定箇所や時期を示した「道路整備プログラム」により構成される、今後の道路整備の指針となる計画。

はままつユニバーサルデザイン週間

「第3回国際ユニヴァーサルデザイン会議2010inはままつ」が平成22年10月30日～11月3日に開催され、また市の偉人である石川倉次氏が日本点字を制定した日が11月1日であることから、毎年11月1日を含む週を「はままつユニバーサルデザイン週間」とし、UDの一層の普及・浸透を図るもの。

浜松市ユニバーサルデザイン審議会

浜松市ユニバーサルデザイン条例に基づき、ユニバーサルデザインの推進に関する事項について調査審議する市の附属機関。委員は、市民、事業者、学識経験者等の10人以内。

はままつ友愛の高齢者プラン(浜松市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

「安心していきいきと暮らすことのできるまち 浜松」を目指して、元気な方から介護が必要な方までの様々なニーズを踏まえ、保健福祉サービスをはじめとした各種施策や高齢者を取り巻く環境への支援策を推進する計画。

バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。(平成18年12月施行)

PDCAサイクル

Plan(立案・計画)、Do(実施)、Check(検証・評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。

ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画

静岡県のUDの取組みを継続的に、計画的かつ体系的に実施するため策定された行動計画。

【や行】

UDサポーター

浜松市では、UDに関心を持ち、UDの考え方を広め、暮らしの中でUDを実践することに賛同した市民をUDサポーターとして募集している。

UDプラスinはままつ

誰にとっても「楽しい・魅力的」といった付加価値をプラスした先進のUDの製品や取り組みを広く情報発信するイベント

ユニバーサルツーリズム

外国人や高齢者、障がい者などより多くの方が楽しめるよう創られた旅行で、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のこと。

ユニバーサルデザイン政策大綱

すべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくために、国土交通省が策定した大綱。(平成17年7月策定)

【わ行】

ワークショップ

学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者が自発的に作業や発言をして共同で進めていく形態をとることが多い。

ワーク・ライフ・バランス

1人ひとりが、それぞれの希望に応じて、仕事とそれ以外のこと（家庭や地域活動など）のどちらも大切にするライフスタイルで、両方にやりがいや充実感を感じられる状態のこと。



浜松市
HAMAMATSU CITY

U・優プランⅡ（第2次浜松市ユニバーサルデザイン計画）
基本計画・第2期推進計画

平成29年3月

【編集・発行】

浜松市 市民部 ユニバーサル社会・男女共同参画推進課

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

TEL : 053-457-2364

FAX : 053-457-2750

E-mail : ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp